

# 戦後日本の小売業とジェンダー

## 女性自営業主の位置づけに注目して

Postwar Japanese Retail Business and Gender :  
Focusing on Female Self-Employed Owners

満菌 勇

MITSUZONO Isamu

はじめに

- ①女性自営業主数の推移と位置づけ
- ②女性業主による小売業経営の特徴と生活時間
- ③女性業主の類型と配偶関係
- ④女性業主の従業とケア負担
- ⑤女性のいない「まちづくり」

おわりに

### 【論文要旨】

本稿の目的は、戦後日本の小売業における女性自営業主の位置づけを検討することであり、以下の内容を明らかにした。小売業の自営業主に占める女性の割合は、1950年代後半から2010年代に至るまで一貫して3割前後に上り、安定的に推移した。1980年代後半からは、小売業が全体として「法人企業の世界」となり、自営業そのものが大きく縮小していったが、それでも自営業主の女性比は一定の割合を維持していた。女性自営業主には、業主となった経緯に即して、以下の4つの類型がみられた。①夫からの事業承継によるもので、もともとは店主の夫を中心とした家族経営のなかで、家族従業者である妻として従業していたところ、夫の死別により業主となったタイプ。②親や兄からの事業承継によるもので、家の家業を継ぐ男子がいないために、跡継ぎとして業主となっていくタイプ。③夫との死別を契機に新規開業に至ったもので、母子福祉資金貸付を受けて開業する場合もあった。④夫は健在ななかで新規開業に至ったもので、夫が別の職業をもっている場合も多く、追加的稼得や商売好きという動機も広くみられた。総じて女性自営業主による小売業経営は零細で、そこから得られる所得も男性に比べて明確な低水準にあった。そこでは、資金準備や技術習得に関わるジェンダー不平等とともに、女性はケアを担う性であるという性別役割分業の観念のもと、家事・育児などケアの負担を免れ得ないがゆえの時間的制約も大きかった。商店街組織の意志決定から女性が排除されてきた問題についても、こうした女性自営業主の性格を踏まえて検討されるべきであると考えられる。

【キーワード】 中小小売業、商店街、事業承継、女性起業、母子福祉

## はじめに

本稿は、戦後日本の小売業における女性自営業主（以下、適宜「女性業主」と略記する）の位置づけを素描することにより、小売業とジェンダーの問題に関わる新たな論点を提起することを目的としている。本論で整理するように、小売業の自営業主を性別でみると、1950年代半ばから2010年代に至るまで、女性業主の割合が一貫してほぼ3割を占めていた。この数字をどう評価するかという問題がまず大きな論点となろうが、ここではひとまず、これまでの小売業史研究においては、女性業主が3割にも上るという事実に対して、ほとんど関心が払われてこなかったことを議論の発点としたい。

すなわち、戦後日本の小売業に関する研究は、中小小売業やその集積である商店街を対象とする際に、自営業における家族経営の問題に関心を寄せ、家族従業者としての女性の役割に注目してきた。天野正子氏による研究は、その先駆的な成果といえるもので、経営上の妻の役割を積極的に評価するとともに、「専業主婦」とは異なる「自営業主婦」像を明らかにしている<sup>(1)</sup>。また、石井淳蔵氏は、「近代家族」論との関係について立ち入った検討を加える形で、商人家族における「近代家族」規範の受容に着目し、世帯規模の縮小や、店と住まいとの分離といった形で、「家商分離」を通じて経営基盤が脆弱化していく論理を提示している<sup>(2)</sup>。

ジェンダーの観点からみれば、これらの研究は、商店主である夫（男性）と、家族従業者としての妻（女性）という夫婦からなる商人家族を（暗黙の）前提としており、小売業における自営業の担い手をやや一面的に捉えてきたように見受けられる<sup>(3)</sup>。石井氏の議論をジェンダー視点の欠如という文脈で批判した坂田博美氏も、エスノグラフィーの手法から、手工芸品店、手芸店、眼鏡店、豆腐店などの事例研究を進め、夫婦が対等なパートナーシップの関係にあったことや、妻も店主の後継者としての側面をもつことなどを強調しているものの<sup>(4)</sup>、商人家族の基本的な捉え方は石井氏の理解を踏襲しているように思われる。

もちろん、戦後日本の小売業において、商店主である夫（男性）と、家族従業者としての妻（女性）の組み合わせを単位とする商人家族が、量的にみて自営業のマジョリティであったことは間違いない。それでも、小売業の自営業主のうち約3割は女性であったし、小売業における女性従業者数の構成比からみても、後述する1950年代半ばのデータでみる限り、家族従業者は半数に満たず、業主の比重も決して小さくはなかった。ジェンダーの視点からは、小売業の自営業を支えた多様な担い手への関心がよび起こされよう<sup>(5)</sup>。

他方、戦後日本の中小小売業は、広く商店街という形で商業集積を形成し、近年の「まちづくり」につながる組織的活動を展開してきた<sup>(6)</sup>。ただし、ジェンダーの観点からみれば、商店街組織の意志決定に関わる役員などに女性が就くことはごく稀で、本論でみるように、そうしたいわば女性のいない「まちづくり」への反省は、2000年頃からようやく聞かれるようになった。女性業主が3割にも上るといふ事実には照らせば、商店街組織の意志決定主体からなぜ女性が排除され続けてきたのかという問題についても、女性業主の実態に即して検討が深められるべきであろう。

以上を踏まえて、本論では商人家族に関する研究成果と対照しつつ、以下のような構成に基づい

て女性業主の問題を検討していく。すなわち、第1節では、「就業構造基本調査」と「商業統計調査」により、小売業の自営業における女性業主数の推移とその位置づけを確認する。第2節では、女性業主による小売業経営の特徴を概観し、生活時間との関わりを検討する。そのうえで、いくつかの資料から収集した個別事例について、第3節で業主となった経緯に即して類型化を試み、第4節で女性業主の従業とケア負担の問題を具体的にみる。第5節では、商店街組織の役員をめぐるジェンダーの問題を整理し、女性業主のありようが「まちづくり」をめぐるジェンダー不平等の構造とどのように関わっていたのかを展望しておくことにしたい。

## ①……………女性自営業主数の推移と位置づけ

戦後日本の小売業に関する基本統計は、言うまでもなく「商業統計調査」であるが、「商業統計調査」の集計表からは、本稿の対象である自営業主を性別に把握できる年が限られている。そこで、まずは「就業構造基本調査」によって長期的な推移を確認し、そのうえで、限られた年次についての「商業統計調査」データをみていくことにしたい。

表1は、「就業構造基本調査」により、1956年から2017年までを対象として、卸売業・小売業・飲食店における女性自営業主数の推移を整理したものである。ここで卸売業と飲食店の数字を併記したのは、次節以下で用いる統計のなかに、「卸売小売業」という大分類の数字しか得られず、卸売業と飲食店を含むデータを扱わざるを得ないためである。女性自営業主の数については、表示した期間を通じて、小売業が最も多く、飲食店がそれに次ぎ、卸売業は少なかったことがわかるが、小売業と飲食店の比重は時期によって変化しているため、注意が必要である。

表1 卸売業・小売業・飲食店における女性自営業主数の推移

	実数(千人)				構成比				自営業主に占める女性の割合			
	卸売業	小売業	飲食店	計	卸売業	小売業	飲食店	計	卸売業	小売業	飲食店	計
1956年	18	510	110	638	2.8%	79.9%	17.2%	100.0%	6.9%	32.1%	55.6%	31.1%
1959年	17	516	126	659	2.6%	78.3%	19.1%	100.0%	6.6%	30.9%	53.8%	30.5%
1962年	15	473	126	614	2.4%	77.0%	20.5%	100.0%	6.1%	30.5%	54.3%	30.3%
1965年	16	463	129	608	2.6%	76.2%	21.2%	100.0%	6.6%	30.2%	51.6%	30.0%
1968年	15	448	184	647	2.3%	69.2%	28.4%	100.0%	5.9%	29.0%	50.4%	29.9%
1971年	13	451	200	664	2.0%	67.9%	30.1%	100.0%	5.6%	29.7%	49.1%	30.7%
1974年	13	474	212	699	1.9%	67.8%	30.3%	100.0%	5.0%	30.3%	45.8%	30.6%
1977年	15	491	237	743	2.0%	66.1%	31.9%	100.0%	5.4%	29.7%	43.6%	30.0%
1979年	14	464	251	729	1.9%	63.6%	34.4%	100.0%	5.4%	29.7%	42.3%	30.2%
1982年	15	458	273	746	2.0%	61.4%	36.6%	100.0%	6.1%	30.1%	43.1%	31.1%
1987年	16	425	280	721	2.2%	58.9%	38.8%	100.0%	7.4%	31.0%	44.9%	32.6%
1992年	13	388	273	674	1.9%	57.6%	40.5%	100.0%	6.6%	31.6%	46.3%	33.5%
1997年	14	346	268	628	2.2%	55.1%	42.7%	100.0%	7.8%	32.3%	44.9%	34.0%
2002年	11	299	232	542	2.0%	55.2%	42.8%	100.0%	7.8%	32.5%	42.7%	33.8%
2007年	12	262	196	470	2.5%	55.7%	41.8%	100.0%	9.5%	32.7%	41.3%	33.6%
2012年	9	203	144	356	2.5%	57.0%	40.6%	100.0%	8.9%	32.8%	38.3%	32.5%
2017年	10	187	122	319	3.3%	58.6%	38.1%	100.0%	12.8%	34.9%	36.8%	33.7%

(出所)『就業構造基本調査報告』各年版により作成。

このうち、小売業の女性業主数を具体的にみると、1956年と1959年には50万人台に上り、1960年代から1980年代初頭までは40万人台後半で比較的安定した推移を示している。この間、小売業の自営業主に占める女性の割合は、30%前後で安定的な推移をみせていた。1980年代後半以降は、小売業の女性業主数が急速に減少していくなかであって、自営業主に占める女性の割合は微増し、2017年には34.9%と表示した期間のなかで最高を記録している。こうした1980年代後半からの実数の減少は、小売業における自営業全体の縮小によるもので、流通史の観点からは、「日本型流通」を特徴づけていた小売業の小規模稠密性という構造的特徴が変容していくことに対応するものであった<sup>(7)</sup>。

他方、飲食店の女性業主数は、1960年代後半から1987年まで大きく増加し、その後は一転して急速な減少を示している。この間、飲食店の自営業主に占める女性の割合は、5割台から3割台へと低下していく動きをみせた。卸売業については、女性業主の数自体が小売業や飲食店に比べてかなり少なく、かつ自営業主に占める女性の割合も、2017年を除けば1割に満たない低水準で推移していった。

さて、先述のように、「商業統計調査」の集計表からは、自営業主を性別に把握できる年が限られている。そのため、以下では表1との対照も念頭に置きつつ、「商業統計調査」から1956年、1991年、2016年の3時点における小売業従業者数の構成をみていくことにしたい。

まず、表2として、1956年における小売業従業者数の構成を示した。この表によれば、個人商店の女性「事業主」数は約30.0万人となっており、前掲表1が示す同年の女性自営業主数である約51.0万人とは大きな乖離がある。全体の合計を比べてみても、前掲表1の「就業構造基本調査」による1956年の小売業就業者の合計が約353.3万人であるのに対して、表2の「商業統計調査」による従業者数の合計は約307.5万人となっており、やはり一致しない。こうした違いは、統計の性格に起因するところが大きいと考えられる。

表2 小売業従業者数の構成（1956年）

	女		男		計		女性比	
	実数(人)	構成比	実数(人)	構成比	実数(人)	構成比		
法人	有給役員	57,891	4.2%	160,016	9.5%	217,907	7.1%	26.6%
	常用労働者	246,270	17.8%	295,636	17.5%	541,906	17.6%	45.4%
	臨時・日雇	8,450	0.6%	14,862	0.9%	23,312	0.8%	36.2%
	計	312,611	22.6%	470,514	27.8%	783,125	25.5%	39.9%
個人	事業主	299,513	21.7%	763,630	45.1%	1,063,143	34.6%	28.2%
	家族従業者	676,876	49.0%	254,795	15.1%	931,671	30.3%	72.7%
	常用労働者	78,761	5.7%	171,785	10.1%	250,546	8.1%	31.4%
	臨時・日雇	14,386	1.0%	31,994	1.9%	46,380	1.5%	31.0%
	計	1,069,536	77.4%	1,222,204	72.2%	2,291,740	74.5%	46.7%
合計	常時従業者	1,359,311	98.3%	1,645,862	97.2%	3,005,173	97.7%	45.2%
	臨時・日雇	22,836	1.7%	46,856	2.8%	69,692	2.3%	32.8%
	計	1,382,147	100.0%	1,692,718	100.0%	3,074,865	100.0%	44.9%

(出所)『昭和31年商業統計表』第2巻、通商産業大臣官房調査統計部により作成。

(注) 法人の有給役員、常用労働者および個人の事業主、家族従業者、常用労働者は、いずれも「常時従業者」に該当する。

すなわち、「就業構造基本調査」は世帯を調査対象とする標本調査で、調査世帯の14歳以上の世帯員の就業状況を調査しているのに対して、「商業統計調査」は事業所を調査対象とする全数調査で、産業分類に沿って分類された事業所における従業者を調査している。よく知られているように、「事業所統計調査」との対照を通じて、「商業統計調査」では「商店」の把握が過少になされていた可能性があることが指摘されている<sup>(8)</sup>。加えて、1956年調査集計表の凡例によれば、「商業統計調査」においては、「(1) 街路上にある露店、屋台、立売り等」「(2) 神社の境内、公園内または広場内にある露店」「(3) 行商人、旅商人」「(4) 劇場、映画館、野球場、駅のホーム等の中にある売店」「(5) 官公庁、学校、会社、工場、病院等の中にある売店」については、「調査技術上調査の範囲から除外」されている。

こうした統計上の性格の違いは、本稿の対象である女性業主の把握にとりわけ大きく影響するものと思われる。実際に、両調査で把握された先述の数字を比べると（「就業構造基本調査」／「商業統計調査」）、総数では1.15倍であるのに対して、女性業主では1.70倍となっており、女性業主に関する乖離が特に大きかったことがわかる。ちなみに、男性業主を比べると1.42倍であったから、「商業統計調査」は自営業主を全体として実態よりも過少に把握しており、かつその過少ぶりは女性業主においていっそう顕著であったということになる。

この点に留意しながら表2の検討に戻ると、女性従業者のうち、個人事業主が21.7%、家族従業者が49.0%となっており、業主の比重は小さくなくなった。女性比でみれば、個人事業主は28.2%であるのに対して、家族従業者は72.7%にも上っており、対照的な性比の偏りを示している。法人の有給役員については女性従業者の4.2%にとどまり、女性比では26.6%となっていた。この表からみる限り、男性従業者数の構成も踏まえれば、「男性個人事業主（夫）＋女性家族従業者（妻）」という商人家族のイメージは、たしかにマジョリティには違いないが、それでも多様な実態の半面しか捉えていないものといえよう。

次に、表3として、「商業統計調査」による1991年の小売業従業者数を整理した。これによれば、女性の個人事業主は約28.4万人で、前掲表1が示す「就業構造基本調査」1992年の約38.8万人とはやはり大きな乖離がある。前掲表2と比べると表3では、全体として、法人の従業者が個人の従業者を大きく上回ったことや、臨時・日雇の比重が増加したことが印象的である。こうした変化は、小売業が全体として「自営業の世界」から「法人企業の世界」へと大きく転換したことを物語っている。その影響は女性従業者の構成に強く及ぶ形で、個人事業主の割合は女性従業者全体の6.7%にまで低下している。それでも、個人事業主の女性比は28.2%となっており、前掲表2が示す1956年と同じ水準を維持していた。

表4は、2016年における小売業就業者数の構成を示したものである。全体として、法人への傾斜がさらにいっそう進んだことが印象的で、自営業の大幅な縮小をみてとることができよう。女性就業者のうち、個人業主の割合はわずか2.2%となっているのに対して、法人における「パート・アルバイトなど」が60.9%にも上っていた。小売業における「法人企業の世界」への転換は、女性就業者の面からいえば、いわゆる「主婦パート」の主流化に帰結していったものと整理できよう<sup>(9)</sup>。それでも、個人業主を性別で見れば、女性業主が27.0%を占めていたことは注目される。

以上のように、戦後日本の小売業を長期的にみれば、法人企業の比重が増大するなかであって、



表3 小売業従業者数の構成（1991年）

	女		男		計		女性比	
	実数（人）	構成比	実数（人）	構成比	実数（人）	構成比		
法人	有給役員	241,352	5.7%	430,289	11.9%	671,641	8.6%	35.9%
	常時雇用者	1,996,924	47.1%	1,675,871	46.5%	3,672,795	46.8%	54.4%
	臨時・日雇	443,485	10.5%	210,808	5.8%	654,293	8.3%	67.8%
	計	2,681,761	63.3%	2,316,968	64.2%	4,998,729	63.7%	53.6%
個人	個人事業主	283,782	6.7%	723,189	20.1%	1,006,971	12.8%	28.2%
	無給家族従業者	489,013	11.5%	102,277	2.8%	591,290	7.5%	82.7%
	常時雇用従業者	623,658	14.7%	370,171	10.3%	993,829	12.7%	62.8%
	臨時・日雇	160,279	3.8%	93,796	2.6%	254,075	3.2%	63.1%
	計	1,556,732	36.7%	1,289,433	35.8%	2,846,165	36.3%	54.7%
合計	常時従業者	3,634,729	85.8%	3,301,797	91.6%	6,936,526	88.4%	52.4%
	臨時・日雇	603,764	14.2%	304,604	8.4%	908,368	11.6%	66.5%
	計	4,238,493	100.0%	3,606,401	100.0%	7,844,894	100.0%	54.0%

（出所）『平成3年商業統計表』第1巻，通商産業大臣官房調査統計部により作成。

表4 小売業就業者数の構成（2016年）

	女		男		計		女性比	
	実数（人）	構成比	実数（人）	構成比	実数（人）	構成比		
法人	従業者数 計	3,178,753	81.0%	2,206,431	79.9%	5,385,184	80.6%	59.0%
	有給役員	109,601	2.8%	206,124	7.5%	315,725	4.7%	34.7%
	常用雇用者数 計	3,069,152	78.2%	2,000,307	72.4%	5,069,459	75.8%	60.5%
	正社員・正職員	678,340	17.3%	1,148,017	41.6%	1,826,357	27.3%	37.1%
	パート・アルバイトなど	2,390,812	60.9%	852,290	30.9%	3,243,102	48.5%	73.7%
	臨時雇用者数	68,297	1.7%	37,199	1.3%	105,496	1.6%	64.7%
	従業者・臨時雇用者のうち他への出向・派遣従業者数	2,995	0.1%	5,199	0.2%	8,194	0.1%	36.6%
	他からの出向・派遣従業者 出向数	99,924	2.5%	36,225	1.3%	136,149	2.0%	73.4%
	派遣	42,486	1.1%	15,293	0.6%	57,779	0.9%	73.5%
	パート・アルバイトなどの8時間換算雇用者数（人）	—	—	—	—	2,105,198	31.5%	—
	就業者数 計	3,386,465	86.3%	2,289,949	82.9%	5,676,414	84.9%	59.7%
	個人	従業者数 計	514,733	13.1%	455,724	16.5%	970,457	14.5%
個人業主		86,957	2.2%	235,015	8.5%	321,972	4.8%	27.0%
無給家族従業者		111,814	2.9%	26,078	0.9%	137,892	2.1%	81.1%
常用雇用者数 計		315,962	8.1%	194,631	7.0%	510,593	7.6%	61.9%
正社員・正職員		84,966	2.2%	59,339	2.1%	144,305	2.2%	58.9%
パート・アルバイトなど		230,996	5.9%	135,292	4.9%	366,288	5.5%	63.1%
臨時雇用者数		21,291	0.5%	15,294	0.6%	36,585	0.5%	58.2%
従業者・臨時雇用者のうち他への出向・派遣従業者数		484	0.0%	506	0.0%	990	0.0%	48.9%
他からの出向・派遣従業者 出向数		451	0.0%	368	0.0%	819	0.0%	55.1%
派遣		380	0.0%	289	0.0%	669	0.0%	56.8%
パート・アルバイトなどの8時間換算雇用者数（人）		—	—	—	—	226,810	3.4%	—
就業者数 計		536,371	13.7%	471,169	17.1%	1,007,540	15.1%	53.2%
合計	従業者数	3,693,486	94.2%	2,662,155	96.4%	6,355,641	95.1%	58.1%
	就業者数	3,922,836	100.0%	2,761,118	100.0%	6,683,954	100.0%	58.7%

（出所）「平成28年経済センサス—活動調査」（<https://www.stat.go.jp/data/e-census/2016/kekka/gaiyo.html>）により作成。

（注1）従業者数とは、「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」及び「常用雇用者」の計であり、「臨時雇用者」は含めていない。

（注2）就業者数とは、「従業者数」に「臨時雇用者」及び「他からの出向・派遣従業者」を合わせ「従業者・臨時雇用者のうち他への出向・派遣従業者」を除いたものである。

自営業全体が大幅に縮小し、女性業主の量的な位置づけは大きく低下していった。ただし、そうしたなかにあっても、自営業の男女比は大きな変化をみせることなく、「就業構造基本調査」によれば3割前後で推移し、「商業統計調査」でも27～28%程度の水準を維持していた。そうであるとなれば、小売業の自営業は、女性業主を一定の割合で輩出し続けるメカニズムをもっていたといえよう。こうした理解を踏まえつつ、節を改めて、女性業主による小売業経営の特徴について概観することにした。

## ②……………女性業主による小売業経営の特徴と生活時間

表5は、「就業構造基本調査」により、1962年の従業者規模別にみた自営業主数と平均所得を整理したものである。表に注記した通り、資料上の制約により、ここでの「卸売小売業」は大分類であるため飲食店も含まれるが、同年における女性自営業主数の構成比は、卸売業が24%、小売業が77.0%、飲食店が20.5%であったから（前掲表1）、主に小売業の実態を示すものとみて大過ないものと思われる。

表5によれば、従業者規模別にみると、女性業主は従業者1人規模が68.9%にも上り、男性業主と比べても顕著に高い水準にあった。これは要するに、女性業主が自ら1人で営業を行う経営が主流であったことを物語っている。また、ここでの「所得」は、「過去1年間に得た事業からの収益」、つまり「売上総額から、必要経費を差し引いたもので、自家消費分を含まない」とされるが、自営業主の平均所得をみると、全体で女性業主は22.9万円、男性業主は42.2万円となっており、女性業主は男性業主に比べて54.3%にあたる低い平均所得しか得られていなかったことが読み取れる。従業者規模別にみて同じ規模であっても、総じて女性業主は男性業主よりも低い所得しか得られておらず、男女差が明確に存在していた。研究史上、1980年代初頭までは、小売商店主の所得水準が全産業のなかでも相対的に高所得層に位置していたことが知られるが<sup>(10)</sup>、業主の所得に明確な男女差があったことは、ジェンダーの観点から看過し得ない問題であろう。

表5 卸売小売業の従業者規模別にみた自営業主数と平均所得（1962年）

従業者規模	自営業主数（千人）				自営業主の平均所得（万円）					
	実数		構成		就業者全体			うち「仕事がおもな者」		
	女	男	女	男	女	男	女/男	女	男	女/男
1人	423	553	68.9%	39.1%	15.2	27.5	55.3%	17.0	27.6	61.6%
2人	114	477	18.6%	33.7%	31.8	39.6	80.3%	32.6	39.7	82.1%
3人	41	194	6.7%	13.7%	47.4	57.5	82.4%	48.5	57.6	84.2%
4人	16	86	2.6%	6.1%	53.9	67.0	80.4%	55.2	67.1	82.3%
5-9人	17	82	2.8%	5.8%	58.3	82.2	70.9%	60.6	82.3	73.6%
10人以上	4	22	0.7%	1.6%	74.2	83.0	89.4%	84.8	83.3	101.8%
総数	614	1,415	100.0%	100.0%	22.9	42.2	54.3%	25.7	42.3	60.8%

（出所）『昭和37年就業構造基本調査報告』上巻，全国編，総理府統計局により作成。

（注1）自営業主数は就業者のみ。総数には従業者数不詳を含む。

（注2）ここでの「卸売小売業」には飲食店を含む。

所得分布をより詳細にみるために、表6として所得金額別の自営業主数を整理した。これによれば、男性業主に比べてやはり女性業主は低所得層への偏りが顕著であった。前掲表5による男性業主の平均所得は42.2万円であったが、女性業主のうち40万円以上の所得を得ていた者は14.2%にとどまっていた。1962年における小学校教員の初任給（東京、公立、諸手当含まず）は、月1万2,900円であったから、単純に12倍すると年間15万4,800円となるが、これを明らかに下回る12万円未満という所得の者が女性業主の46.5%にも上っていた。男性業主のうち12万円未満の者はわずか9.3%にすぎなかったから、やはり明確な男女差が存在していたといえる。

表6 卸売小売業の所得金額別自営業主数の分布（1962年）

	女・業主 (A)	女・業主 のうち仕 事がおも な者 (B)	男・業主 (C)	B-A	B-C
3万円未満	3.3%	1.6%	0.6%	-2.7%	1.1%
3-6万円	11.9%	8.4%	1.6%	-10.3%	6.7%
6-9万円	14.2%	11.8%	2.8%	-11.3%	9.0%
9-12万円	10.7%	9.6%	4.2%	-6.5%	5.3%
12-18万円	16.9%	16.3%	10.3%	-6.6%	6.0%
18-24万円	11.6%	12.2%	12.5%	0.9%	-0.3%
24-30万円	7.8%	8.1%	11.4%	3.6%	-3.2%
30-40万円	9.3%	10.2%	18.3%	9.0%	-8.1%
40-50万円	4.4%	4.7%	11.5%	7.1%	-6.8%
50-60万円	2.6%	2.9%	7.4%	4.8%	-4.6%
60-80万円	3.7%	4.3%	9.2%	5.4%	-4.9%
80-100万円	1.1%	1.4%	3.7%	2.5%	-2.2%
100-150万円	1.1%	1.4%	3.7%	2.6%	-2.3%
150万円以上	1.1%	1.2%	2.4%	1.3%	-1.2%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
(実数：千人)	614	491	1,415	—	—

(出所)『昭和37年就業構造基本調査報告』上巻、全国編、総理府統計局により作成。

(注1) 自営業主計は就業者のみ。合計には所得不詳を含む。

(注2) 「卸売小売業」には飲食店を含む。

以上にみた所得分布における男女差の存在は、女性業主がさまざまな形で経営資源の獲得に困難を抱えていたことを想起させるが、そうした問題のうち、以下では女性業主の就業時間について議論を深めておきたい。

まずは表7として、1985年の産業別にみた平均就業時間を整理した。資料上の制約により、ここでも「卸売・小売業、飲食店」という分類で、小売業以外も含む平均となっているが、1982年における女性自営業主の構成比は、卸売業が2.0%、小売業が61.4%、飲食店が36.6%となっているから（前掲表1）、数のうへでは小売業が中心となっていたといえよう。

これによれば、「卸売・小売業、飲食店」は、他の産業に比べて男女ともに長時間の就業を特徴としていたといえる。先述した小売商店主の所得水準の相対的高さは、こうした長時間就業を前提とするものだったことはすでに指摘されているが、そのうへで、「卸売・小売業、飲食店」のなかでみれば、男女ともに自営業主がそれぞれ家族従業者や雇用者よりも就業時間が長かった一方で、



表 7 産業別にみた平均週間就業時間（1985年）

	女	男	女/男
全産業	2,418	3,054	79.2%
自営業主	2,082	3,084	67.5%
家族従業者	2,358	2,970	79.4%
雇用者	2,502	3,054	81.9%
農業	2,154	2,688	80.1%
自営業主	1,968	2,676	73.5%
家族従業者	2,190	2,682	81.7%
雇用者	2,322	2,910	79.8%
製造業	2,376	3,030	78.4%
自営業主	1,656	3,276	50.5%
家族従業者	2,328	3,060	76.1%
雇用者	2,526	3,012	83.9%
卸売・小売業、飲食店	2,574	3,336	77.2%
自営業主	2,892	3,612	80.1%
家族従業者	2,802	3,378	82.9%
雇用者	2,436	3,246	75.0%
サービス業	2,412	2,940	82.0%
自営業主	1,890	2,916	64.8%
家族従業者	2,130	2,862	74.4%
雇用者	2,532	2,946	85.9%

(出所)『労働力調査年報 昭和60年』総務庁統計局により作成。  
単位：分。

(注) 全産業にはその他を含む。

表 8 卸売小売業の女性有業者に占める「仕事が主な者」の割合（1982年）

	自営業主				家族従業者				雇用者			
	総数		うち仕事が 主な者		総数		うち仕事が 主な者		総数		うち仕事が 主な者	
	実数 (千人)	構成比	実数 (千人)	割合	実数 (千人)	構成比	実数 (千人)	割合	実数 (千人)	構成比	実数 (千人)	割合
未婚	53	7.1%	50	94.3%	80	5.7%	50	62.5%	1,281	33.0%	1,165	90.9%
有配偶	427	57.2%	229	53.6%	1,248	89.7%	533	42.7%	2,197	56.6%	1,078	49.1%
死別・離別	266	35.7%	227	85.3%	63	4.5%	26	41.3%	402	10.4%	334	83.1%
総数	746	100.0%	507	68.0%	1,392	100.0%	609	43.8%	3,881	100.0%	2,578	66.4%

(出所)『昭和57年就業構造基本調査報告』全国編，総理府統計局により作成。

(注) ここでの「卸売小売業」には飲食店を含む。また，総数には配偶関係不詳を含む。

どの従業上の地位においても男女差は明確に存在し，自営業主でも女性の就業時間は男性の80.1%という水準にとどまっていた。就業時間のこうした男女差は，従業者規模別の平均所得に男女差が存在したことを説明する要因の一つであったと考えられる。

この点に関わって，表8に1982年の女性有業者に占める「仕事が主な者」の割合を示した。ここでの「卸売小売業」にも飲食店が含まれる点に注意されたい。まず配偶関係別の構成比について確認すると，自営業主のなかでは「有配偶」の割合が57.2%と最も高いが，他の従業上の地位に比べて「死別・離別」の割合が35.7%と顕著に高いことが大きな特徴となっている。家族従業者に関しては，「有配偶」の割合が9割弱にも上っている高い点に特徴があり，雇用者については，

「未婚」の割合が33.0%と相対的に高水準を示しているところに特徴があった。

そのうえで、「仕事が主な者」の割合については、自営業主が68.0%、家族従業者が43.8%、雇用者が66.4%となっており、自営業主が最も高い。配偶関係別に「仕事が主な者」の割合をみると、自営業主については、「未婚」で94.3%、「死別・離別」で85.3%と高く、「有配偶」では53.6%となっている。雇用者も同様の傾向にあったが、家族従業者については、「未婚」や「死別・離別」でも「仕事が主な者」の割合が相対的に低かったことが確認できる。

ここでの「仕事が主な者」というのは、「就業構造基本調査」による区分で、全体で有業者を「仕事が主な者」と「仕事は従な者」に分けたものである。「仕事は従な者」は、「家事が主な者」「通学が主な者」「家事・通学以外が主な者」からなっているが、ここではその内訳を得られない。調査のうえでは、特に基準は明記されておらず、調査対象者が自分で判断して選ぶ形式となっていた。具体的には、「あなたはふだん何か収入になる仕事をしていますか」という調査票での質問に、「仕事をおもにしている」「家事がおもで仕事もしている」「通学がおもで仕事もしている」「家事・通学以外のことがおもで仕事もしている」の4択から答える形をとっている。

表8が示す配偶関係を踏まえれば、女性自営業主のうち「未婚」はごくわずかであったから、自営業主の「仕事は従な者」の多くは、「家事が主な者」であった可能性が高い。ここで家事・育児・介護などを広い意味での「ケア」と総称しておくことにすれば、<sup>(13)</sup>「仕事は従な者」の割合が女性自営業主でも7割弱にとどまっていたということは、ケア負担により「仕事は従」という形で就業を抑制する女性が、自営業主のなかにも少なくなかったということを物語っていよう。ただし、前掲表5によれば、「仕事がおもな者」だけをとっても、女性自営業主の平均所得は総じて男性よりも低水準にあり、従業者規模別でみてその水準が男性に匹敵するのは10人以上規模のみであった。前掲表6が示す所得分布に関しても、女性業主の「仕事は従な者」は男性業主に比べて明確に所得分布が下方に偏っていた。このことは、「仕事は従な者」であっても、女性業主の投入労働時間は男性業主より少なかった可能性を示唆している。

実際に、1962年における就業時間別の分布を整理した表9をみても、女性自営業主のうち「仕事は従な者」における就業時間の分布は、女性自営業主全体の傾向と大きな差が認められない。いずれも女性自営業主においては、家族従業者と同様に35-42時間に一つの山があり、女性自営業主の「仕事は従な者」であっても、男性自営業主と比べれば、70時間以上の割合を例外として、全体的には分布が短時間のほうへ偏りを示していた。

この点に関連して、表10として、1976年の「社会生活基本調査」により女性自営業主の生活時間を整理した。資料の制約上、「商工・サービス業自営業主」という形で、工業やサービス業を含む広い分類のデータしか得られないが、ここでは「おもに仕事」をする者のデータに注目したい。この表によれば、女性の商工・サービス業自営業主の「おもに仕事」をする者は、1日平均で「仕事」に444分を投じていた一方で、「家事・育児」に99分、「買物」に25分を投じており、就業時間に照らして、決して小さくないレベルのケア負担を抱えていたことがうかがえる。「仕事」は男性自営業主(468分)に比べれば24分少ないが、男性自営業主の「家事・育児」「買物」は併せて8分というほとんど無視できるものであったから、女性自営業主はたとえ「おもに仕事」をする者であったとしても、ケア負担を免れえなかったがゆえに、男性よりも就業時間を抑制せざるを得な

表 9 卸売小売業の就業時間別にみた有業者数の分布（1962 年）

	女・自営業主		女・家族 従業者 (C)	男・自営 業主 (D)	B-A	B-C	B-D
	全体 (A)	うち仕事 が主な者 (B)					
定常的就業者	94.6%	96.5%	96.9%	94.2%	1.9%	-0.3%	2.3%
1-19 時間	1.0%	0.7%	1.6%	0.6%	-0.3%	-0.9%	0.1%
20-34 時間	6.2%	4.6%	12.0%	4.0%	-1.6%	-7.4%	0.6%
35-42 時間	13.8%	14.1%	16.9%	9.3%	0.3%	-2.8%	4.8%
43-48 時間	6.7%	6.7%	7.2%	9.5%	0.0%	-0.4%	-2.8%
49-59 時間	17.8%	18.9%	18.6%	19.2%	1.1%	0.3%	-0.4%
60-69 時間	13.5%	14.3%	12.5%	17.0%	0.8%	1.8%	-2.6%
70 時間以上	35.3%	37.1%	27.7%	34.2%	1.8%	9.4%	2.9%
季節的就業者	1.3%	0.7%	0.7%	1.6%	-0.7%	-0.0%	-0.9%
不規則的就業者	4.2%	2.8%	2.5%	4.3%	-1.4%	0.3%	-1.5%
総数 (実数)	100.0% 614	100.0% 461	100.0% 768	100.0% 1,415	— —	— —	— —

(出所)『昭和 37 年就業構造基本調査報告』上巻, 全国編, 総理府統計局により作成。  
 (注) 飲食店を含む。定常的就業者の合計には就業時間不詳を含む。

表 10 女性自営業主の生活時間（1976 年 10 月, 1 日当たり平均時間, 単位: 分）

	商工・サービス業 自営業主			家族従業 者・女 (D)	夫が有業 で妻が無 業の世帯 の妻 (E)	B-A	B-C	B-D	B-E
	女	女・おも に仕事	男						
	(A)	(B)	(C)						
睡眠	470	473	492	468	464	3	-19	5	9
身の回りの用事	68	71	52	62	64	3	19	9	7
食事	96	91	100	102	108	-5	-9	-11	-17
家事・育児	144	99	5	201	354	-45	94	-102	-255
買物	29	25	3	27	58	-4	22	-2	-33
通勤・通学	9	11	14	5	3	2	-3	6	8
その他の移動	12	12	18	10	17	0	-6	2	-5
仕事	380	444	468	334	27	64	-24	110	417
勉強・研究(在学者以外)	4	4	6	4	7	0	-2	0	-3
趣味・娯楽	16	17	27	13	34	1	-10	4	-17
スポーツ	3	3	10	2	5	0	-7	1	-2
奉仕的な活動	2	2	6	3	6	0	-4	-1	-4
交際	21	21	30	19	34	0	-9	2	-13
ラジオ・テレビ・新聞・雑誌	122	111	137	120	167	-11	-26	-9	-56
休養・くつろぎ	43	38	51	47	58	-5	-13	-9	-20
受診・療養	8	8	8	8	73	0	0	0	-65
その他の行動	12	11	14	14	20	-1	-3	-3	-9

(出所)『昭和 51 年社会生活基本調査報告』全国 I, 行動時間編, 総理府統計局により作成。  
 (注) 「身の回りの用事」は「洗顔, 身じたく, 入浴, 散髪など」。「奉仕的な活動」は「施設の慰問, 点訳奉仕, 地域共同作業, 婦人会・PTA など団体の世話, 民生委員などの活動」。

かったとみられる。そうしたなかで、表によれば、女性の商工・サービス業自営業主の「おもに仕事」をする者は、自らの睡眠時間や食事時間だけでなく、休養や娯楽を含む余暇時間を抑制する形で、ケアと就業を両立させていたことがうかがえる。

以上のように、総じて女性業主は、経営する商店の規模が零細で、就業時間が短く、所得水準が低いことに特徴があった。ごく一部には長時間就業を行い、男性業主と同水準の所得を得る女性業主の存在も示唆されたが、例外的な位置づけにとどまっていた。こうした女性業主のあり方を理解するうえでは、さまざまな形で経営資源の獲得に困難を抱えていたジェンダー不平等の問題を考慮する必要があると考えられるが、生活時間の点からいえば、女性はケアを担う性とされたために、ケア負担に多くの時間を割くことを余儀なくされ、そのことが仕事の時間を抑制することに繋がっていたと捉えられる。節を改めて、これらの特徴を具体的な事例に即してみたい。

### ③……………女性業主の類型と配偶関係

女性業主の実態に迫る手がかりとして、ここでは①雑誌記事、②「聞き書き」、③母子福祉貸付資金対象者という3つの対象から個別事例を収集し、それぞれ表11、表12、表13にまとめた。便宜上、全体で得られた47事例について、これら3つの表をまたぐ通し番号を付した。全体を通観すると、業主となった経緯に関しては、事業承継による場合と、新規開業による場合に大別でき、それぞれを配偶関係に即して、夫との死別・離別を契機とする場合と、そうでない場合に分けることができた。こうした区別を前提に、事業承継によるものをⅠ、新規開業によるものをⅡ、夫との死別・離別を契機とするものをA、そうでない配偶関係のものをBという記号で表し、Ⅰ-A、Ⅰ-B、Ⅱ-A、Ⅱ-Bという4つの類型を設定することとした(図1)。

		配偶関係	
		夫との死別・離別 (A)	それ以外 (B)
業主となった契機	事業承継(Ⅰ)	Ⅰ-A	Ⅰ-B
	新規開業(Ⅱ)	Ⅱ-A	Ⅱ-B

図1 女性業主の4類型(概念図)

まず、表11は、雑誌記事で紹介された女性小売業主の事例を整理したものである。具体的には、1952年の『婦人之友』に掲載された「商店を経営する主婦の座談会」という記事と、1960年代後半の『商店界』「主婦のページ(ぺえじ)」欄で紹介された事例を参照した。前者は、「商売をしておいでになる主婦の方々にお集りいただいて御経験を伺う」という趣旨の座談会で、「お店の経営に何かと御苦労も多いことと思いますが、勤人とはちがった、それらの苦しみや喜びなどについて御遠慮なくお話し下さい」という形で話がスタートしている<sup>(14)</sup>。後者は商業者向けの雑誌記事で、「主婦のページ(ぺえじ)」欄には、「こんにちわ奥さま!」という女性商業者を紹介するコーナーがあり、全体としては家族従業者としての妻が紹介することが多いなかであって、ここに挙げた8例の女性業主が紹介されていた。

この表に挙げた15例を類型別にみると、Ⅰ-Aが3例(番号3・4・12)、Ⅰ-Bが2例(番号13・14)、Ⅱ-Aが1例(番号5)、Ⅱ-Bが9例(番号1・2・6・7・8・9・10・11・15)という内訳

であった。女性の立場から具体的にみれば、I-Aは、夫の経営する商店で家族従業者として働くなかで、夫の死亡によりその後を継ぐ形となっており、I-Bは、自身の親世代が開業した商店を継ぐ形となっていた。II-Aは、夫の死亡により、生計の手段として新たに小売業を開業したもので、II-Bには、夫が勤めに出ているなかで、さらなる収入を得るためであったり、どうしても商売をやりたいためであったりと、さまざまな背景による開業が含まれていた。

表 11 女性小売業主の事例①（雑誌記事より）

番号	類型	人名	店名・業種	所在地	業主となった時期	開業 or 事業継承に至った経緯など	出所
1	II-B	小澤静	書店	—	1921年	夫は教員、「私は商家の生れでどうも商売がしてみたくてたまりません」。夫が渡米して帰ったのを機会に、「好きな本を扱うなら」ということで開業。子どもをおぶって本の配達も。	①
2	II-B	長谷部義子	薬局	—	1937年	夫は研究室勤めで「サラリーも少なく、親の送金に頼る生活」で、どうにかしたい。自分は地主の家の生まれで、薬専を出ていた。友人から資金を借りて開業。店をはじめたおかげで、子どもたちを安心して教育することもできて感謝。	①
3	I-A	中根光子	魚店	東京築地	1945年頃	先代が1906年に魚屋を開業、築地に移ってからは13年。自分は畑違いのところから嫁いできた。夫を亡くしてから7年。	①
4	I-A	新井由喜	布地店 (洋服生地・毛糸)	千葉船橋	1940年代後半?	父の代から始めた店で36年目。夫の出征や企業整備などで雑貨を残して一時廃業。戦後は夫の帰還を待ちもとの店に。店員のほかお針子を6名ほど置く。	①
5	II-A	杉浦清子	洋品店 (婦人・子ども向け)	東京銀座	1940年代後半?	夫を亡くして勤めに出ていたが、子どものためにもう少し独立した仕事をもちたいと思って開業。銀座のビルにケース1つだけ借りて。	①
6	II-B	多田信子	洋品店	郊外	1940年代後半?	周囲の人達に勧められて開業。いまは夫も勤めを辞めて店に打ち込むように。	①
7	II-B	土屋セツ子	パン店	東京練馬	1940年代後半?	もともと夫はハノイで貿易の仕事、家族は台湾で暮らし、自分はそこで学校に18年間勤める。戦後は引き揚げの後、夫の仕事が思わしくなく、小さなパン屋を開業。資金は友情で貸してくれる人がいた。最初は販売のみ、2年前から職人を得て自分のところで焼く。	①
8	II-B	津崎菊枝	あざみ 婦人子供服専門店	東京浅草 新仲見世	1948年	子どもの頃から友達と銀座に出かけておしゃれの店をのぞくのが楽しみで、自分でもやってみたくて夢、建築家である夫の協力を得て実現。銀座と池袋に支店を広げたが、手がゆき届かなくなり、ともに支店は人に譲る。店は15坪ほど。婦人服と子供服で店を分けることにして、子供服専門の店を新仲見世に建築中。婦人服の店は息子に譲る予定。住まいは店から離れていて、4階建ての店の一部は女子従業員の宿舎。9名のうちほとんどが住み込み。	③
9	II-B	山川栄子	フクヤ 衣料品店	大阪生野区	1949年	夫の職がなく、育ち盛りの子どもを抱えているので、自分が商売をやろうと決心。やがて夫は台所設備関係の下請工場をもつようになり、あくまでも内職という考えと女一人の商売という劣等感で、うまくいかなくなってきたが、1961年に思いきってヤング商品に切り替えて成功。長男が継いでくれると言って、いまは鶴橋に支店を構えてやっている。	⑨
10	II-B	谷中ゆき	マルヤ洋品店	東京亀有	1956年	消防署に勤める夫と2児をもつ「平凡な主婦」であったが、生家が商人で「その血を継いで高いをやりたくて仕方がなかった」。たまたま弟が何か商売をやりたいと言いつけ、間口2.5間、奥行2.5間の店を始める。下の子は保育園に。7年目には63坪に拡張。その翌年には食品スーパー、さらに翌年にベビー用品部も開店。その頃から夫も経営に参加。去年には京成小岩に本店と同規模の支店を開設。長女は大学進学をやめてその支店で中心となって働く。	⑤
11	II-B	恩田ツル	みやこ七福 せんべい店	東京駒込 染井銀座商店街	1956年	当時サラリーマンだった夫の定年後のことを考慮して、なにか商売をしたいと思って開業。4坪ほどの店と2間付きの長屋の一部を借りる。戦後少しだけ駄菓子店の体験があったのを生かして、せんべい店を。住人の生活レベルが高いのに商店街全体は比較的低価格のもの中心だったので、規模は小さくてもおいしくて高級なせんべいならうまくいくと狙い。3年目に店舗改造、人員も増やす。3年前には夫が退職して店に専念するように。商店街運営にも熱心、婦人部の部長として活動も活発に。	⑥
12	I-A	児玉美美子	てんぐ堂洋品店	東京墨田区	1958年	経営全般を一手に引き受けてきた夫が、突然の脳溢血で病死。翌日から中学1年と小学3年の娘の世話をしながら店の仕事に。娘たちも成長するとともに仕事を手伝うように。結婚して後を継ぐ若夫婦にすべて将来をすべてまかせたい。	⑦
13	I-B	岸野富見	岸野商店 物産店	栃木県日光市	1962年	祖母が分家をして現在の場所に物産店を開いたのが始まり。初代より主として女性の手で受け継がれ、父が病床に臥すようになってから本格的に継ぐ形となった。夫は日光市の市役所建設課に勤めるサラリーマン。自分と母を中心に、6人の従業員もすべて女性。父は4年前に死亡、夫は交通事故にあって大けが。主婦としての役割もあり、売店と自宅の往復。	⑧
14	I-B	岡田冬子	かづぎや 和装小物店	東京浅草 仲見世通り	1963年	創業は1910年、自分は2代目で、父が亡くなった年に正式に譲り受ける。息子が大学を出て大阪で修業の後、片腕となって支える。親一人子一人。3店舗経営、従業員はあわせて13名、いずれも女性。	④
15	II-B	白浜美智子	モードショップ「ミック」 洋装店	東京恵比寿	1966年	夫は某会社勤務、2人の子どもの手がからなくなり、時間を有効に使いたくって開業。資本金140万円、銀行融資で。6坪の土地を借りる。家庭と店の往復で「妻・母・経営者の三役をこなすのは非常にむずかしい」。	②

(出所) ①「商店を経営する主婦の座談会」『婦人之友』46巻9号、1952年9月。②「主婦のページ」『商店界』48巻4号、1967年4月。③「主婦のべえじ」『商店界』48巻11号、1967年9月。④「主婦のべえじ」『商店界』49巻3号、1968年3月。⑤「主婦のべえじ」『商店界』49巻4号、1968年4月。⑥「主婦のべえじ」『商店界』49巻14号、1968年11月。⑦「主婦のページ」『商店界』50巻6号、1969年6月。⑧「主婦のページ」『商店界』50巻8号、1969年8月。⑨「主婦のページ」『商店界』50巻11号、1969年11月。

(注) 番号は表11・12・13をまたぐ事例の通し番号。類型については、事業承継による場合がI、新規開業による場合がII、夫との死別・離別を契機とするものをA、それ以外の配偶関係のものをBとするもの。



次に、表12は、「聞き書き」による女性小売業主の事例を整理したものである。よく知られているように、女性史研究のなかで、市井のさまざまな女性を対象とする「聞き書き」の取り組みは広く行われ、地域史への関心と相俟って多くの成果刊行に繋がってきた<sup>(15)</sup>。本稿の関心からみれば、「聞き書き」は、女性就業の多様なあり方を物語る歴史資料としても利用価値が高い。実際に、さしあたって東京各地の「聞き書き」を収集してみたところ、女性小売業主を対象とする17例の「聞き書き」を得られた。それぞれのタイトルからもわかるように、いずれの「聞き書き」も、女性と小売業との関わりを主題とする内容が語られている。特に、本稿の関心にとっては、小売業主となった経緯がそれぞれのライフヒストリー（個人史）に即して明らかになるという点で貴重である。

この表にある17例を類型別にみると、I-Aが6例（番号17・19・21・23・29・31）、I-Bが6例（番号16・20・22・24・30・32）、II-Aが該当なし、II-Bが5例（番号18・25・26・27・28）という内訳であった。夫との死別には、戦争による死別と病気による死別の両方が含まれており、夫からの事業承継の場合には、やがて子どもが後を継ぐ場合もあったが、それまでの期間は長く、一時的なつなぎ役というイメージではない。また、親世代からの事業承継では、婿養子を迎えて夫婦で経営したり、きょうだいで協力して経営にあたりたりといった対応もみられた。他方、II-Bには、やはり夫が別の職業をもつなかでの新規開業が多くみられる点が興味深い。

最後に、表13として、厚生省監修『母子福祉ケースワーク事例集』（1956～1959年）により、母子福祉制度の資金貸付を利用した開業の事例を整理した。母子福祉に注目したのは、女性業主の配偶関係に死別・離別が多かったことを踏まえてのことであるが、戦後日本における母子世帯の母の労働力率・就業率は、国際比較のうえでも目立って高いことで知られ、1950年代からの母子福祉政策は、国家が所得保障を行って母子の生活を支える方向ではなく、母である女性の就業支援に力を入れる方向で推進されてきた<sup>(16)</sup>。1952年に創設された母子福祉資金制度は、母子世帯に低利か無利子で資金貸付を行うもので、その一つに、母による自営業の開業を支援するための「生業資金（事業開始資金）」があった。母子世帯の母に対する優遇措置として、公共的施設のなかに売店などを開業する際の設置許可や、製造タバコ小売人の指定を申請した際の販売許可に関わる規定も存在した。

この表13によれば、母子世帯となった経緯には、戦争に関わるものが多いが、夫が病気で死亡する例や、夫の素行が悪く離婚に至った例もみられる。母子世帯となってからは、生活保護を受けている場合もあるが、母が内職や行商などで生計を立てていこうとする動きも目立っている。母子福祉制度による生業資金は、そうした母子世帯の母にとって、生活保護を受けずに自立する道を開くものであったといえる。資金貸付を受けて開業した業種としては、菓子、雑貨、文房具、衣類、日用品、たばこなどが目立っている。また、資金貸付は、店舗小売業の開業に用いられる例が多かったが、行商の新規開業や業容拡大にも用いられていたことがうかがえる。この表の事例はすべて類型II-Aにあたるものだが、「生業資金（事業開始資金）」があくまでも貸し付けであったことを踏まえると、母子世帯となった後にこのしくみを利用しなくても、他に何らかの形で資金の蓄えや資金融通の手段を有していれば、母親が小売業などの自営業を新規に開業する場合が少なくなかったものと考えられる。

表 12 女性小売業主の事例②（東京各地の「聞き書き」より）

番号	類型	タイトル・話者（生年）	店名・業種	所在地	業主となった時期	開業 or 事業継承に至った経緯	出所
16	I-B	大丸商店を守って 市川襪子（1891年）	大丸商店 よろず屋	町田市	1920年代?	夫の両親が大蔵で酒・雑貨などを売る店、町田で肥料や雑穀を扱う店を出す。嫁いできたときに町田の店を夫婦で任されることに。当時は三番番頭までいたが多くの借金もあり、「店をわたしの名義にしてくれなければ借金は払わない」と夫に言う。借金は返済。ただし、夫は女道楽で店の商売に構わない。1948年に夫が死亡。息子あり。	①
17	I-A	25歳で葉茶屋の主人になった母 登坂芳子（1919年）	葉茶屋	新宿区	1924年 (母)	1917年に両親が富山県高岡から上京して開業した葉茶屋。父は1924年に病死、その後は母が継ぐ。父母の間には5人の子、うち父の死亡時は7歳の姉と自分と1歳の弟が残される。母は母の兄や弟に助けられて続ける。	⑤
18	II-B	髪結いから酒屋を興した母のこと 錦織美世（1928年）	大黒屋酒店 酒屋	新宿区	1935年頃 (母)	母は1889年生まれ、父は1912年に新宿へ出てきて電気局に入り、母と結婚。母は駄菓子屋、次いで髪結いを始める。母は40歳で子どもを生む。母はトラックの権利で儲けた金を元手に酒屋を開業（1935年頃）。父は長く病気で、1939年に死亡。	⑤
19	I-A	米穀店のくらし 加藤ソメ（1900年）	加藤米穀店 米穀店	町田市	1937年	男の代から続く米屋。1922年に結婚、1937年に夫は病気で死亡。子ども4人。1940年頃から米の配給所に努め始める。配給所は1951年に解散。その前に今の店を新規に始める。そのときは息子に店を譲る。	①
20	I-B	「牛込肴町」でせともの屋を営む 河合慶子（1919年）	河合瀬戸物店 瀬戸物店	新宿区	1939年	1920年に父が開業したせともの店。1934年に父死亡、その後は母が継ぐ。父母の間には5人の子、うち自分と妹の2人が健在で、妹は勤め人のところへ嫁に出る。三輪田女学校に通い、20歳のときに母が選んだ栃木県出身の着問屋の店員と結婚、せともの店を継ぐ。2人の子をもうけるも、1943年出征・1946年戦病死・1953年通知。戦後は叔父の協力で有限会社として店を再開。	⑤
21	I-A	お屋敷町の八百屋 浜田やい（1910年）	三河家商店 八百屋	千代田区	1940年代 後半?	明治時代からの八百屋。富山県から1924年に上京、23、24歳頃に嫁入り。子ども4人。夫は戦後に死亡。子どもと暮らしたいので商売を続けることに。長男は50歳で死亡。その後は次男がお店をやってくれる。	②
22	I-B	卵屋を四〇年 山本キミ（1919年）	卵屋	武蔵野市	1940年代 後半?	1937年から慶應義塾大病院病理学教室で手伝いの勤務。終戦後に兄が卵屋を始めるも、兄が体調悪くなったため自分が継いで40年間営業。	⑥
23	I-A	酒屋の肝っ玉かあさん 津島いちの（1911年）	酒屋	豊島区	1947年	山梨生まれ。父親はお菓子屋。製糸工場で働く。上京して夫の酒屋へ嫁入り、1947年に夫が病気で死亡。子ども3人。その後は店を継ぎ、1982年頃に息子の名義へ。	③
24	I-B	万金酒店 四代の女性たち 酒井錫子（1917年）	万金酒店 酒屋	新宿区	1950年	幕末から続く酒屋。三代目の娘として生まれる。弟妹も生まれるが育たず、一人っ子として育って四代目となる。1942年に外科医師と結婚、1945年に夫は戦死。1950年に父がくも膜下出血で倒れた後、母と店をやる、1947年開業の美容室「鈴や美容室」と掛け持ち、1999年に息子が5代目。	④
25	II-B	笑顔できりもり菓子のアサヒヤ 前野貴美（1921年）	アサヒヤ 菓子店	八王子市	1952年	父は床屋を営む。一男四女の長女として育つ。尋常卒後2年ほど住み込みで、弁当屋の娘の子守に。その後は家に戻って床屋を手伝う。1946年に旭町で洋服の仕立てをしていた夫と結婚。夫は母の妹（おば）の嫁ぎ先だったがおばは病気で亡くなっていた。おばの残した4人の子どもの母親に。やがて自分にも2人の子どものができる。1952年頃に仕立屋と並んでバラ菓子の量り売りの店（アサヒヤ）を始める。	⑧
26	II-B	薬屋創業五〇年 加藤千枝子（1922年）	薬屋	新宿区	1948年	生まれて間もなく母方の伯父の養女となる。父は銀行勤め、母は菓子と手焼きせんべいの店をやる。小学校を出て女学校へ行く頃には母の手伝いも。戦争で店を閉める。町会事務所に勤めるなかで、1946年に夫と結婚。当初は夫と喫茶店を営むも、それをたたくで1948年に薬屋を開業。子ども2人。聞き取りの時点では次男が継いで店を営む。	⑨
27	II-B	タバコ屋の小さな窓が私の 社会 村越まつ代（1923年）	雑貨屋 →タバコ屋	調布市	1950年頃	農家の生まれ。高小卒後は岩佐高女の家政科に進学。卒業後は知り合いに誘われて産業組合で2年半働くうちに、戦争で兄が出征して人手が足りなくなって農家を手伝うため勤めを辞める。1948年に結婚。夫は中学校の先生。1950年頃に親元で小さな雑貨屋を立ててくれて開業。娘の妊娠（1962年頃）で辞めて人に貸す。貸した人が辞めた後にタバコ屋として再開（1980年頃）。	⑩
28	II-B	私は薬屋を選び、夫は水耕 農場に 高橋富美子（1922年）	化粧品 →薬局	調布市	1951年	自動車屋とガソリンスタンド・部品屋を兼ねた商人の家に生まれる。女学校卒業後、戦時下で陸軍燃料廠に勤める（1948年まで）。1951年に化粧品店を開業、まもなく薬局へ転換。30歳過ぎて結婚。夫は水耕農場の技術者。41歳で出産。1967年に夫は病気で死亡。店は聞き取り時も薬剤師・店員と3人で営業。	⑩
29	I-A	夫の跡を継いで魚屋を 小山初（1922年）	魚屋	武蔵野市	1957年	父も兄も桶屋職人。17・18歳で洋裁を習う。1947年に結婚。1957年に夫が病気で死亡後、義父が1912年に開業した魚屋を継いで20年間営業。	⑥
30	I-B	布屋パンの暖簾を守って 別府登久子（1933年）	布屋パン パン・喫茶	八王子市	1958年	父母は1921年頃に開業したパン店。父母の間には自分と弟3人と妹の5人。1958年に父が死亡。その後はきょうだいみなで母を手伝って店を守る。	⑧
31	I-A	夫とともに築いた電気商 岡崎キミ（1921年）	岡崎ラジオ 商会 電気商	中央区	1964年	夫が独身時代に開業した店。1921年栃木県生まれ、1931年上京、海難救助業サルベージ経営者の新川宅へお手伝いとして住み込みの後、20歳ぐらいで電気商の夫と結婚。1942年長女出産。子ども4人。1964年に夫が病気で死亡。その後も商売を続ける。	⑦
32	I-B	履き物屋の女あるじ 河合重子（1927年）	履物店	八王子市	1970年	江戸時代終わり頃に開業した履物屋の家に生まれる。高等女学校卒業後、1943年に東京女子大学歴史科に入学。女子大を卒業後、1948年に結婚、養子に来て貰う。相手は小学校教員で商売にむかず1年で離婚。離婚後は子どもを育てながら、父と商売。父が1970年に亡くなってから32年間は1人で営業。	⑧

（出所）①みみずくの会編『潮の道べに生きて―聞き書きで綴る町田女性生活史―』1992年、②千代田区・千代田区女性史編集委員会編『千代田区女性史』第3巻、ドメス出版、2000年、③豊島区児童女性部女性青少年課編『風の交差点―豊島に生きた女性たち―』ドメス出版、1992年、④『新宿商家の女性たち』3号、新宿女性史研究会、2000年、⑤『新宿商家の人びと』1号、新宿女性史研究会、1998年、⑥武蔵野市女性史編集委員会編『武蔵野市女性史―聞き書き集―』武蔵野市、2004年、⑦中央区・中央区女性史編さん委員会編『中央区女性史』聞き書き集、ドメス出版、2007年、⑧『聞き書きで綴る 八王子の女性史』八王子女性史サークル、2015年、⑨『新宿商家の女性たち』2号、新宿女性史研究会、1999年、⑩『復刻版 調布の里ものがたり』調布市、2015年。

（注）番号は表11・12・13をまたぐ事例の通し番号。類型については、事業承継による場合がⅠ、新規開業による場合がⅡ、夫との死別・離別を契機とするものをA、それ以外の配偶関係のものをBとするもの。

表13 女性小売業主の事例③(母子福祉制度の対象者より)

番号	類型	住所	家族構成	業種	開業年	開業までの生活歴	出所
33	II-A	佐賀県 T市F町	本人(31歳・身体障害) 長男(9歳) 長女(6歳)	菓子・雑貨店 +たばこ	1952年 1955年	小作農の家の長女として生まれ、3歳のとき機関車裏で石炭ガラを拾う際にトロッコに轢かれて右腕切断。18歳で福岡県の寺で住み込み修業。1946年結婚、夫は製菓会社の工具だったが1952年死亡。	第2集
34	II-A	長崎県 M郡A村	本人(35歳) 長男(10歳・病氣) 二男(6歳)	たばこ屋	1953年	農家出身、高等小卒後もなく結婚、夫は満鉄社員で満洲生活、2児をもうける。1942年夫が現地応召・1944年戦死。1946年夫の生家に引き揚げ、和裁内職と実姉の援助でみかん行商。長男が脳膜炎で長期療養を要することになり、行商をやめてみかん販売の店舗を1953年に開設。	第2集
35	II-A	栃木県 上田郡	本人(49歳) 三男(21歳・青物市場事務員) 五男(13歳) 六男(12歳・病氣)	パン製造販売	1953年	2歳のとき父母が離婚、夫の生家で祖父母に養育される。高小卒後18歳で満鉄勤務の夫と結婚、大連に住む。1941年夫は満鉄を辞めタクシー会社経営、順調で6人の男児もうける。終戦で無一文となり、1946年内地に引き揚げ、叔父のもとへ。半農半商の叔父宅の手伝いなどで生活するうちに夫が結核となり1947年死亡。幼児を連れて、佃煮・乾物類の行商をして苦しい生活。六男が病氣となり行商にも出られず。「保護を受けるのは死よりもつらい」と生活扶助を得ずに自立したいと相談。三男がパン技術をもつ。	第2集
36	II-A	富山県 H郡	本人(43歳) 長女(15歳) 二男(13歳) 三男(10歳) 二女(3歳)	衣料品行商 →衣料品店	1953年 1955年	1946年中支から引き揚げ、実家に寄寓。夫は富山県の高校教諭として就職。1948年長男が結核で入院・1949年死亡。夫も病氣となり1952年死亡。本人も心臓弁膜症を患い、心身ともに疲弊。実家で弟家族の厄介になっているのが心苦しい。母子5人水入らずで暮らしたい。長女が中学を卒業するのを機に母子協力して自立したい。1953年行商スタートするも病身に負担。1955年店舗を開店へ。	第2集
37	II-A	愛媛県	本人(1909年生) 長男(1937年生) 次男(1942年生)	化粧品行商	1953年	中流農家に育ち、高小卒後家事手伝い。結婚後は大阪に住居、夫は会社員で生活は安定。1945年戦災を受けて疎開、実家近くの農家の納屋を借りて住む。夫が病氣となり1946年死亡。農繁期は農家の手伝い、農閑期は化粧品の委託販売など、1947年末から生活扶助を受ける。1953年長男が工業高校へ進学するとともに生活扶助が廃止。行商へ。	第3集
38	II-A	滋賀県 T郡	本人(1908年生) 長女(1948年生)	駄菓子・ 衣料品行商	1953年	現住所で出生。中流以下の商家で育つが、16歳で両親に死別。K市に女中奉公として働くなか、入り婿を得て帰村。夫は下駄製造だが、元来怠け者で酒癖悪く生活苦しい。結婚7年で長女出生するも、夫の素行は改まらず妻に暴力をふるうようになり、離婚。1953年長女を保育所に預けて行商を始めるも、収入が少なく保護世帯となる。	第4集
39	II-A	栃木県 那須郡	本人(1918年生・38歳) 長女(15歳) 次女(13歳)	菓子小売店	1953年	7歳のとき母死亡、ほどなく継母の手で成長するも13歳で父に死別。叔父方に引き取られる。22歳のとき婚養子をむかえる。夫の勤務の都合で東京都内に移住して2児をもうけるも、夫は病氣で死亡。故郷に戻り叔父の家で同居。叔父の家は指折りの財産家で、農業・製材業・雑貨商を手広く行うため、その手伝いをして生活。母子3人で和服洋裁の仕仕事するなかで、菓子小売業を開業することに。	第1集
40	II-A	愛媛県 越智郡	本人(1918年生) 長男(1940年生) 二男(1942年生) 長女(1946年生) 三男(1948年生)	菓子・青果店 ※ただし失敗	1954年	町内で長女として生まれるも、5歳のときに父が急死、8歳のときに母に死別、孤児となる。叔父の養父となり義務教育を終え、紡績会社に女工として4年勤務。その後、女中奉公中に夫と結婚、菓子製造業。1951年夫が病氣・死亡。菓子製造は中止。生活の方針たず。夫の生前中に多少経験ある菓子・青物商を始めることに。	第4集
41	II-A	静岡県 小田原市	本人(35歳) 長女(12歳) 次女(8歳) 義父(74歳・半身不随)	菓子小売店 +お好み焼き	1954年	夫は温泉旅館の番頭として働くも、1949年現住所に移転、近所の精米所で手伝い。妻(本人)は養鶏を営む。1954年夫が入院、生活保護を受ける。同年夫死亡。自宅を改造して菓子小売店を開業。	第2集
42	II-A	滋賀県 I郡T町	本人(43歳) 長女(19歳) 次女(15歳)	衣料品行商	1954年	夫は1945年徴用工として大阪市の軍需工場で勤務中爆撃で死亡。当時3児を連れて帰郷、以来洋裁の傍ら日雇に出て生計を立てるも長男が発病・入院・死亡、長女・次女も発病で心身ともに過労、病床に臥す身となり生活保護法の適用を受ける。自立したいと希望しながら洋裁・日雇つづける。やがて長女が義務教育を終えて京都市の洋裁店に勤務、生活保護法は停止。収入増を図るため日頃から考えていた衣類の行商を行おうと決心。	第1集
43	II-A	宮崎県 都城市	本人(1914年生) 長男(1938年生) 二男(1941年生)	食料品雑貨店	1954年	高小卒後は農業の家事手伝い。1934年夫と結婚、夫は朝鮮の警察勤務なので渡韓。子どもは4人出生するも女2人は死亡。1942年夫が病氣で急死、夫の実家に引き揚げる。1943年実兄の家の一間を借りて親子3人で生活。兄所有の田畑を耕作しつづ慣れない土方仕事や失対に就労、綿ばかしの注文取りと配達も。1950年生活扶助。1953年自立の見込みがつかず生活保護を辞退。1954年の長男中学卒業を機に、どうにかして親子で小さな店を持ちたいと相談、開業へ。	第4集
44	II-A	三重県	本人(44歳) 長男(7歳) 長女(3歳) +亡夫の先妻の娘4人(30代)	文房具店	1954年	某町の元町長で有力な人であった亡夫は、商売での成功を夢見て海産物加工場を立てて活動するなかで、旅館の女中をしていた本人と知り合い、妾生活に。そのうち本妻が亡くなったため本家に同棲。2児をもうけるも、1952年に夫の商売は大失敗、夫は精神異常で入院。1953年死亡。和裁の内職をするも食べていけず。町はずれの中学校前で他に文房具店がないので開店してみることに。中学校側の協力的な態度にも意を強くする。	第1集
45	II-A	奈良県	本人(39歳) 長男(11歳)	雑貨行商	1954年	広島県生まれ、実科女学校卒業後大阪へ出る。商店に勤務するうち事実婚で1941年長男を出産。出産と同時に離婚して1942年同じ店に勤務していた男と結婚。その夫の郷里に疎開してたばこ、雑貨の販売をして11年間暮らすも、合意のうえ離婚。以来、母子2人の生活で、ささやかな油揚げの行商を行うも困窮。	第1集
46	II-A	石川県 小松市	本人(1919年生) 二男(1941年生) 三男(1943年生) 父(1883生) 母(1885年生)	たばこ屋 +文房具	1955年	父は瓦葺を業とし、父母の間に男子がなかったので婚養子を迎える形で結婚。夫の瓦葺業も上達するも1944年応召・1945年戦死。近所の紋工所勤務、毛糸の代用品製造などを経て、機業場に準備工として勤務するも収入少ない。次男の高校進学希望もあり、将来の生活設計に向けて相談。	第2集
47	II-A	岡山県 苫田郡	本人(1922年生・33歳・病弱) 長女(1944年生・10歳)	文房具店 +日用雑貨	1955年	中流農家の長女に生まれ、高小卒後は叔父の日用雑貨店の手伝い。1943年結婚、夫は自動車運転手。1944年長女出産間もなく陸軍軍属として召集・出征。戦後は生家に戻って炊事などの手伝い。1947年夫の戦死の公報。昼は衣類の行商、夜はミシン縫技術の習得に励むも1951年病氣進行により入院。1954年退院。弟の世話になる。	第4集

(出所) 厚生省児童局監修『母子福祉ケースワーク事例集』第1集(1956年)、第2集(1957年)、第3集(1958年)、第4集(1959年)により作成。

(注1) 年齢は出所資料に記載のまま。多くはケースワークとして相談を開始した時点でのものと思われる。

(注2) 番号は表11・12・13をまたぐ事例の通し番号。類型については、事業承継による場合がI、新規開業による場合がII、夫との死別・離別を契機とするものをA、それ以外の配偶関係のものをBとするもの。



以上、限られた手段で収集された事例ではあるものの、女性業主の実態に関して、ある程度のイメージは得られたものと思われる。ここで特に強調しておきたいのは、配偶関係による影響がとりわけ大きかったとみられる点である。事実、前掲表8でみたように、自営業の配偶関係においては、死別・離別の割合が、家族従業者や雇用者に比べて顕著に高かった。そうであるとすれば、離死別による夫の不在という家族状況が、女性業主による経営のあり方とどのように関わっていたのかという問題は重要な論点となろう。あるいは、夫が別の職業に就いているなかで新規開業に至った例が散見される点も興味深く、そこでは、女性業主の家計における稼ぎ手としての位置づけが一つの焦点になるものと考えられる。母子福祉との関係も含めて、配偶関係を踏まえた類型別の詳細な検討に関しては、今後の課題とせざるを得ないが、次節では、従業とケアをめぐるジェンダーの問題に焦点を当てる形で、その手がかりを示しておくことにしたい。

## ④……………女性業主の従業とケア負担

### (1) 技術習得とジェンダー

表14は、1956年の「商業統計調査」により、小売業の業種別にみた個人事業主の女性比を示したものである。これによれば、業種による女性比の違いが大きかったことが読み取れる。業主の女性比が高いのは、①菓子(50.8%)、②パン(49.7%)、③たばこ(49.4%)、④紙・文房具(47.0%)、⑤玩具(46.0%)、⑥化粧品(43.2%)、⑦茶(36.0%)、⑧料理品(35.0%)、⑨婦人子供服(34.6%)、⑩洋品雑貨・小間物(31.9%)の順となっており、逆に、女性比が低いのは、①建具(1.2%)、②畳(1.7%)、③男子注文服(1.7%)、④農機具(2.0%)、⑤中古自転車(2.3%)、⑥自転車(2.3%)、⑦荷車(3.3%)、⑧時計・眼鏡・光学機械(3.6%)、⑨家具(5.3%)、⑩骨とう品(5.9%)の順となっている。

このような女性比の分布をみると、特に女性比が低い業種には加工や修理などの技術を伴うものが多く、そうした技術の習得にジェンダーの問題が深く関わっていた可能性に思い至る。

たとえば、前掲表13の出所資料で用いた『母子福祉ケースワーク事例集』には、次のような母子世帯の事例がある。<sup>(17)</sup>すなわち、1941年に結婚した夫は、電気関係の会社に勤めていたが、終戦後には郷里で「ささやかな電気器具及びラジオ修理の店」を経営することにし、「妻は2人の子供のために洋裁を習い自分で作って着せるのを楽しみにして」暮らしていた。ところが、1951年頃から夫は肺結核の症状に苦しむようになり、家庭療養を続けながら「座り仕事であるラジオの修理などを無理のない程度にすることにし」、配達や注文取りは妻の仕事となった。さらに、夫が1955年に死亡してしまうと、「収入の主たるラジオ修理の技術」は妻に皆無であったため、「ラジオ修理の技術を持つ学生アルバイトでも使う」ことも考えたが、収入が減ることに変わりはないと思い直し、母子福祉制度の資金貸付を利用して洋裁仕立業へと転業することにしたのだという。

一方、前掲表12に挙げた電気商の事例(番号31)<sup>(18)</sup>では、夫の存命中に、「わたしも主人に仕事を教えてもらって、銅線を巻く仕事を一緒にするようになっており、それは「トランスと言って、ラジオとか電気に使う物」を作る仕事であった。それでも夫が亡くなると、「店のほうは従業

員もい」て「長女が成人していたので手伝ってくれ」たものの、大学生の長男、高校生の次女、中学生の次男を抱えたなかで、「駄菓子とパンなども売って店を守って」いったという。この例では、妻が家族従業者として一定の技術を積んでいたことが強調されているが、それでも相対的に高度な技術をもつ夫を失ったことにより、駄菓子やパンなどを取り扱う形で売り上げを補わざるを得ない状況に陥っていたことが示唆されている。

以上の事例は、洋裁、菓子、パンといった業主の女性比が高い業種に言及されている点でも興味深い。洋裁の技術は当時の女性が稼得を目的として広く習得を目指していたものであり、その意味でジェンダー化された技術であったといえる一方、菓子やパンの販売については、特別な技術が求められるものではなかった。前掲表12の菓子店の事例（番号25）でも、開業に際しての業種選択について、「女衆がやるんじゃお菓子屋さんくらいかなって」と語っている。前掲表13で整理した

表14 業種別にみた小売業の個人事業主に占める女性の割合（1956年）

	業種	業主に占める女性比	女性業主数			業種	業主に占める女性比	女性業主数	
			人数	順位				人数	順位
1	菓子	50.8%	116,391	1	30	寝具	19.2%	814	34
2	パン	49.7%	6,200	12	31	野菜	17.9%	7,065	11
3	たばこ・喫煙具専門	49.4%	13,162	4	32	燃料	17.8%	3,239	18
4	紙・文房具	47.0%	13,281	3	33	かばん・袋物	17.6%	312	47
5	がん具	46.0%	2,927	19	34	食肉	14.9%	1,778	28
6	化粧品	43.2%	5,972	13	35	金物	14.0%	2,292	23
7	茶	36.0%	3,285	17	36	楽器	13.5%	118	53
8	料理品	35.0%	2,197	25	37	石油	13.2%	281	48
9	婦人子供服	34.6%	2,842	20	38	鮮魚	11.5%	4,805	16
10	洋品雑貨・小間物	31.9%	10,467	7	39	男子既製服	11.2%	549	42
11	履物	30.0%	8,872	8	40	他に分類されないその他	11.2%	1,931	26
12	中古衣服	29.8%	784	36	41	米麦	11.2%	2,740	21
13	荒物	29.8%	7,330	9	42	肥料・飼料	10.8%	597	40
14	雑穀・豆類	28.6%	836	33	43	その他の中古品	10.6%	363	45
15	花・植木	28.6%	1,716	29	44	その他の什器	10.4%	8	59
16	他に分類されない飲食料品	26.7%	11,365	6	45	牛乳	9.9%	270	49
17	乾物	26.1%	5,775	15	46	写真機・写真材料	8.8%	495	44
18	各種食料品	26.1%	11,726	5	47	くつ	7.6%	1,031	32
19	陶磁器・ガラス器	25.1%	1,689	30	48	家庭用電気機械器具	6.8%	1,244	31
20	古書籍・古雑誌	24.8%	356	46	49	家庭用機械器具	6.0%	270	50
21	苗・種子	24.3%	775	37	50	骨とう品	5.9%	63	56
22	呉服・服地	23.7%	7,113	10	51	家具	5.3%	622	39
23	酒・調味料	23.6%	17,894	2	52	時計・眼鏡・光学機械	3.6%	520	43
24	医薬品	23.3%	5,954	14	53	荷車	3.3%	39	57
25	他に分類されない織物・衣服・身のまわり品	22.8%	1,852	27	54	自転車	2.3%	800	35
26	果実	21.7%	2,276	24	55	中古自転車	2.3%	15	58
27	書籍・雑誌	21.0%	2,397	22	56	農器具	2.0%	110	55
28	運動具・娯楽用品	20.8%	699	38	57	男子注文服	1.7%	196	51
29	卵・鳥肉	20.5%	563	41	58	畳	1.7%	134	52
					59	建具	1.2%	116	54

（出所）『昭和31年商業統計表』第2巻，通商産業大臣官房調査統計部により作成。



母子福祉資金貸付の事例でも、菓子、日用雑貨、文房具などは、特に知識や経験がなくても対応可能な業種として選ばれており、資金貸付に際しては、近隣に競合する店がないという条件が重視されていた。たばこについては、専売品としての販売許可を得る必要があり、母子福祉のなかで優先指定が行われていたが、近隣店舗の商圈との兼ね合いが重視され、やはり特段の知識や技術が求められていた形跡はみられない。<sup>(21)</sup>

天野正子氏は、零細小売業の家族経営における家族従業員としての妻の役割について、大枠では「夫は外回り、妻は内回り」という仕事上の分業があるものの、それは相対的に流動的かつ相互の役割に交換性があったとして<sup>(22)</sup>いる。そのなかで天野氏は、小売業の家族経営が零細であるがゆえに、基幹労働力としての夫と補助労働力としての妻という関係ではなく、妻にも基幹的な役割が求められていたとみており、そのことが妻の過重労働につながる反面、家業に対する自信や自負を妻にもたらし意味があったことを強調した。そうした評価自体に異論はないが、ここまで取り上げてきた女性業主の事例からは、業種によっては「交換性」に大きな限界があったことがみえてくるように思われる。

この点に関わって、小売業の業種別にみた業主女性比と従業員総数女性比との関係を散布図に示したものが、図2である。これによれば、全体としては、従業員総数の女性比が高い業種ほど、業主の女性比も高いという関係が認められるが、すべての業種について、従業員総数の女性比のほうが業主の女性比よりも相対的に高いという関係にあったことが読み取れる。特に、女性比の低い業種ほど両者の差が大きく、このことは、たとえば死別によって男性業主を失った場合に、妻による事業承継が難しく、そこでは夫が妻とは代替不能な役割を果たしていたことを物語っているように思われる。

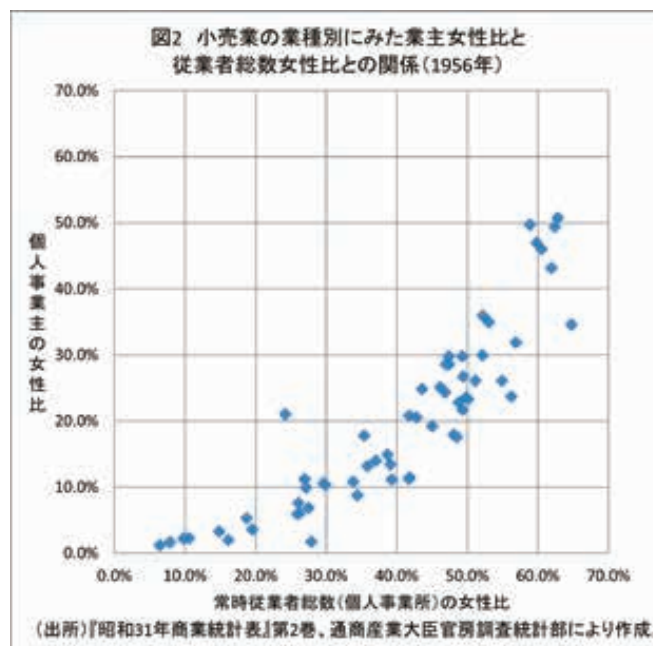


図2 小売業の業種別にみた業主女性比と従業員総数女性比との関係(1956年)

## (2) 新規開業と「内職」意識

他方、前節でみたように、類型Ⅱ-Bには、夫が別の職業に就いているなかで開業に至った事例が少なくなかった。そのなかでは、夫の収入が低い（番号2）、夫の仕事がうまくいっていない（番号7）、夫の職がない（番号9）、夫の定年後を考えて（番号11）、といったように、家計にとっての追加的な稼得を得る目的が語られる場合も多かった。夫が公務員やサラリーマンの事例も多く、夫の収入が固定的で、かつ定年があるという状況は、妻が働くことによって、ライフサイクルに応じた追加的な稼得を得ようとするにつなげていたとみられる。あるいは逆に、夫が相対的に高収入であれば、開業に伴う不安定な経営のリスクをある程度まで吸収できる可能性にも、結びつくものであったと想定される。

加えて、商売が好きでどうしてもやりたい、という積極的な動機を語る事例も複数確認できる。たとえば、前掲表11に挙げた書店の事例（番号1）では、「主人は教員でしたが、私は商家の生れでどうも商売がしてみたくてたまりません。それで主人がしばらく渡米して帰つたのを機会に、好きな本を扱うならというので本屋さんを始めたのです」というように、自身が商家の生まれであることと開業への意欲が深く結びついていた。あるいは、婦人子供服専門店の事例（番号8）でも、「娘時代、友だちと連れだって銀座へ出かけては、おしゃれの店をのぞくのが楽しみで、自分でもやってみたくてユメみていた」といわれ、洋品店の事例（番号10）も、「商売が好きで好きでたまらない」とされている<sup>(25)</sup>。

以上にみた追加的な稼得を得ようとする動機であれ、商売が好きで好きでたまらないという動機であれ、女性による開業は「内職」という意識と結びつく場合も多かった。たとえば、せんべい店の事例（番号11）は、「内職のつもりで始めた商売が本業に」という言葉で紹介されているが、ここでの「内職」とは、家事のあいまにする家計補助的な仕事というニュアンスで使われ、サラリーマンだった夫の定年後を見越して「内職」のつもりで開業したものが、うまく軌道に乗って、さらに夫が退職して「店に専念するようになってからは、店もひとまわり大きく成長していった」とされている<sup>(26)</sup>。「本業」という表現は、「内職」と対比される形で、夫も経営にコミットするようになった状態を指すのであろう。夫の職がない状態で開業した衣料品店の事例（番号9）でも、夫が別の職業に就くようになってから、「あくまでも内職だという考えと、女一人の商売だからという劣等感が潜在していたか、付近の同業店の店舗拡張、商品構成の拡大におびやかされて、客を奪われ、思うようにゆかなくなっ」た時期があったと紹介されている<sup>(27)</sup>。ここでの「内職」という言葉も、本業ではない家計補助的な仕事というニュアンスで使われており、積極的な経営展開に向けた意欲を抑制する意識が働いていたものと考えられる。

一方で、こうした「内職」意識は、主婦役割に埋没しない女性のあり方を肯定しようとするものでもあった。実際に、「聞き書き」のなかには、主婦役割と対比しながら仕事のやりがいを語る事例がみられ、たとえば、薬屋を開業した女性（番号26）は、次のように語っている<sup>(28)</sup>。

私は本当に商売が好きで、今でも誰かが雇ってくれれば「いらっしゃいませ」「ありがとうございます」とやりたい位で、家事をするより店の方がずっと好きです。夫も「店のことをやってくれたほうがいい」と言ってくれ、店の人たちからも「奥さんの方が話しやすい」といわれ

相談にのったりしてきました。娘は忙しいのを嫌がりサラリーマンと結婚しましたが「今になってやっとママの気持ちが解る」と言ってくれます。長男も同じ場所の二階で食べ物商売をやっています。何事も子どもまかせでしたが、お陰様で子どもはそれなりに育ちました。

たばこ屋を開業した女性（番号27）も、次のように話している。<sup>(29)</sup>

長年いると、お客さんと知り合いになるでしょう。うちの中にも、だあれも中までお話しに来てくれる方はいないじゃないですか。「お茶飲みましょう」ってなかなかいってきてくれない。タバコ屋にいとね、いろんな人と話せて。お年寄りの嘆きも聞くけど、わたしも励まされたりして。あれだけの窓にほんとにわたしの社会があるんです。いろんな人とおつきあいができて、いいこと悪いこと、伺うこともできるし。それがわたしは一番いいと思うんですね。

近年、日本の戦後史に関しては、専業主婦に収斂しない多様な女性就業の実態が掘り起こされつつあるが、<sup>(30)</sup>ここまでみてきた女性小売業主の事例は、女性の就業が雇用労働者化に向かうだけではなく、新規開業の形で自営業にも広がっていたものと位置づけられよう。ただし、そうして夫と「共稼ぎ」状態にあったとしても、妻の仕事はしばしば「内職」の域を出ないものと認識されていたが、そうした認識は、ケア負担から自由になれないことと不可分に結びついていたものと推測される。そこで、項を改めて、個別事例に即してケア負担をめぐる問題について概観しておくことにしたい。

### (3) ケア負担への対応と意識

天野正子氏は、零細小売業の家族経営における家事労働の特徴を次のように整理している。<sup>(31)</sup>すなわち、家族経営のなかでは、家事労働が家業のための労働と明確に分化しておらず、従業と生活の場が一致、もしくは近接しているという職住関係を背景に、<sup>(32)</sup>家事は家業の「あいま」に断続的に処理されていた。家事は家業に従属する形で、いわゆる「ながら家事」のなかで処理されており、仕事のために家事が手抜きになることには「うしろめたさ」の意識が少なく、そのことで夫や子どもから批判を受けることもほとんどなかったとされる。家事はほとんどを妻が担当し、夫は担当しなかった。そこには「家事は女の領域」という意識が働いており、休日は「たまった家事を片づける」「子どもの相手をする」という形で、平日の「ながら家事」で処理しきれない分を埋め合わせることに費やされていたという。

この指摘を踏まえて、職住関係に即して整理をすれば、女性業主のうち、類型I-Aに関しては、家族経営の延長線上に職住一致という条件を備えていたものが少なくなかったと思われる。類型I-Bも、親世代からの事業承継であれば、職住一致である場合も珍しくはないだろう。類型II-Aについては、母子福祉資金貸付の事例をみる限りでは、母子世帯となった当初は行商に従事していたが、店舗を開設して店舗小売業への転換を図ったという事例（番号34・36・43・47）が複数あり、そのなかには、職住一致の条件を求めて子育てとの両立を考慮した場合もあったと推測される。それに対して、類型II-Bに関しては、特に夫が別の職業に就いている場合に、店舗は自宅と別の場所に構えることが多かったものと考えられる。

こうした状況に配偶関係を重ねてみると、類型I-Aについては、夫を失った分だけ従業に割く

時間と労力が多くなると想定されることから、ケアとの両立には困難が伴ったものと考えられる。実際に、夫の死別による事業承継で魚店を営む女性（番号3）は、「よいとは思いませんが、家の方は任せた格好です。一番気になるのはやはり子供のことで、子どもの生活をよく指導してくれるような手伝いが頼めたら、どんなにお礼をしても惜しくない気がします」と語っている<sup>(33)</sup>。類型Ⅱ-Bのなかにも、ケア負担の重さを訴える例は少なくない。たとえば、研究室勤めの夫をもち薬局を営む女性（事例2）は、「私は体もあまり丈夫でないせいか、一人で店と家の両方をするのはとても無理で、家の方は若い人に任せております。いけないと思いますが、無理にしようすると病気になってしまいますので」と述べている<sup>(34)</sup>。「某会社勤務」の夫と2人の子どもをもち洋装店を営む女性（番号8）は、もともと2人の子どもの「手がかからなくな」ったから開業したというが、それでも「妻・母・経営者の三役をこなすのは非常にむずかし」く、「家庭と店とを往復しているので本当にまかせきれぬ店員さんがほしいのが現在の悩み」だという<sup>(35)</sup>。類型Ⅱ-Bにケア負担の問題が深く関わっていたことがうかがえよう。

ほかの事例からも、ケア負担に対する実際の対応に関しては、「母がいてくれたから、〔子どもの〕面倒はみてくれて助かりました」（番号28・類型Ⅱ-B）<sup>(36)</sup>、「奥のお勝手仕事は、親戚の娘を頼んだこともあった」（番号16・類型Ⅰ-B）<sup>(37)</sup>、「忙しいと、子どもはかわいそうでしたね。家政婦さんにきてもらいましたよ」（番号20・類型Ⅰ-B）<sup>(38)</sup>、「夫も夜は店に出てくれましたが昼間は地域での役割が忙しく、私は子どもの面倒をみながら店を取りしきり、台所は母とお手伝いの人にかかせきりでした」（番号26・類型Ⅱ-B）<sup>(39)</sup>といった声が上がっており、自身の母親をはじめとした女性親族や、家事使用人に頼る場合が少なくなかったとみられる。ただし、戦後日本においては、家事使用人が1960年代以降に急速に減少し、「ケアの家族化」が深く根を下ろしていったことが知られる<sup>(40)</sup>。それを踏まえれば、1960年代以降には、女性業主によるケア負担への対応がいっそう困難となっていったものと考えられる。

いずれにしても、女性業主においては、家族従業者の女性に比較すれば、おそらくどの類型においても家事使用人や女性親族に頼る局面が多く、そうしたケア負担への対応のあり方は、引用のなかでの「よいとは思いませんが」「いけないと思いますが」「子どもはかわいそう」といった語りにつながっていたと考えられる。前掲表10でみた女性自営業主の生活時間は、女性家族従業者よりも家事・育児に割く時間が短く、しかしケア負担からは自由になれず、男性自営業主よりも仕事に費やす時間が短いという特徴をもっていた。特に重要なのは、そうした生活時間上の特徴が「おもに仕事」をする女性業主にも共通していた点である。女性業主にとっては、そのことがケア責任を全うできない後ろめたさと結びつき、あるいは逆に、ケア負担から自由になって仕事に専念できないという「内職」意識と絡み合って、小売業経営の拡大を制約するものになっていたと考えられる。

## ⑤……………女性のいない「まちづくり」

さて、商人家族をめぐる研究史では、個店レベルにおける「商店主婦」の積極的な役割が強調されてきたが<sup>(41)</sup>、中小小売業者を中心とした商店街組織のなかで、女性が意志決定の主体から排除され



続けてきたことには、それほど関心が寄せられてこなかった。「はじめに」で述べたように、女性業主が3割にも上るとすれば、商店街組織の意志決定主体からなぜ女性が排除され続けてきたのかという問いが生じるが、ここまでの検討を踏まえると、女性業主による経営上のさまざまな制約が、商店街活動への積極的な関与を難しくしていた可能性がみえてこよう。具体的な実態については今後の検討課題とせざるを得ないが、ここではその前提として、商店街組織とジェンダーの問題を素描しながら論点を提起しておきたい。

まずは商店街組織の役員について概観すると、初の「女性商店街理事長」は、1990年に商店街振興組合「エスプラナードアカサカ」（東京・赤坂）の振興組合理事長に就いた城所ひとみという女性であったといわれるが、<sup>(42)</sup>城所は小売業主ではなく、ビル管理会社の副社長であった。試みに、商店街組織の歴代役員が詳しく判明する事例として、東京・銀座通りの銀座通連合会を例にとっても、1919年から2009年までの常務理事以上の歴代役員のうち、女性はようやく2003年に常務理事として2名を数えるのみであった。<sup>(43)</sup>また、1975年版の『全国商店街名鑑』には、任意組織も含めた全国9,900商店街についての代表者の氏名が掲載されているが、名前から判断する限りで、女性と思われる代表者は数名レベルにとどまっている。<sup>(44)</sup>

なお、商店街組織のなかには、女性部や婦人部のような女性組織をもつ例もあるが、それらの実態についてはほとんど研究されておらず、今後の検討課題となっている。今回収集した女性業主の事例のなかでは、東京・駒込の染井銀座商店街に位置するせんべい店の事例（番号11・類型II-B）に関してのみ、商店街活動との関わりに言及がある。そこでは、「お店のためなら、なんでも積極的な恩田さんは商店街の繁栄なくして自店の繁栄なしと商店街運営にも熱心で、忙しい中でも時間をみつけては出かけてゆく。部長をしている婦人部の活動も活発で、茶道、フラワーデザイン、朝の体操をかねての踊りの練習も商店街の人たちに喜ばれている」と紹介されている。<sup>(45)</sup>ただし、この事例は、夫が勤めを退職して店の経営に専念するようになったものであったから、商店街活動との関わりについても、その前後関係を含めてなお検討の余地があろう。

こうした状況のなかで、2000年頃になると、女性不在のまちづくりに対する反省が聞かれるようになる。その問題点は、たとえば次のように語られている。<sup>(46)</sup>

これまで商店街組合や商店街振興組合の組織役員の主たる構成メンバーは、ほとんどが中高年の男性商店主であり、彼らによって商店街の大筋の方針や事業企画や開発についての議論や決定が行われてきたところが大半でした。全国の商店街組合や商店街振興組合の組合長や理事に女性がどれ位おられるでしょうか。〔中略〕今、商店街や地域に必要なのは、商店街という枠や旧来からの商店街のあり方にとらわれない女性のソフトで一途な想いのこもった企画や男性には思い及ばないような新しいビジネスを創造する生活者としての視点ではないでしょうか。

そこから現在に至るまで、女性のいない「まちづくり」という状況は大きく変わってはいない。<sup>(47)</sup>2020年に全国商店街連合会が実施した調査によれば、<sup>(48)</sup>商店街振興組合の女性理事長は、回答のあった643組合のうち34組合で、その割合は5.3%にとどまっている。女性役員にまで広げれば349組合が該当し、その割合は54.3%となるが、それでも女性役員のまったくいない組合が半数近くに上っていることがわかる。商店街における「女性活躍の課題」に関するアンケート（8項目から3つを選択回答）では、「時間的余裕がなく商店街活動が出来ない（店・家・地域活動等で）」



が429組合(27.7%)で最も多く、「積極的に活躍してくれるリーダーとなる人材が見当たらない」が355組合(22.8%)、「商店街は男性中心社会であるため女性は補助的な役割に止まっている」が234組合(15.1%)となっており、ジェンダー不平等の構造が色濃く表れている。本稿でみてきた女性業主の実態を踏まえつつ、こうした状況を歴史的に追究していくことは、今後の商店街史研究にとっても重要な課題の一つといえよう。

## おわりに

小売業の自営業主に占める女性の割合は、1950年代後半から一貫して3割前後で、比較的安定した推移を示してきた。ただし、1980年代後半からは、自営業全体が縮小するなかで、女性業主の数自体も大きく減少した。代わって小売業のなかでは、法人企業の従業者数が増加し、そのなかで、女性就業者は特にパート・アルバイトの分野に集中していく状況がみられた。それでも自営業のなかで業主の女性比が一定の割合を維持し続けたということは、小売業の自営業には、女性業主を一定の割合で輩出し続けるメカニズムがあったことを意味するものと思われる。

業主となった経緯に注目すると、女性業主には、以下の4つの類型がみられた。すなわち、類型I-Aは、夫からの事業承継によるもので、もともとは店主の夫を中心とした家族経営のなかで、家族従業者である妻として従業していたところ、夫の死別により業主となったタイプである。類型I-Bは、親や兄からの事業承継によるもので、家の家業を継ぐ男子がいないために、跡継ぎとして業主となっていくタイプである。類型II-Aは、夫との死別を契機に新規開業に至ったもので、母子福祉資金貸付を受けて開業する場合もあった。類型II-Bは、夫は健在ななかで新規開業に至ったもので、夫が別の職業をもっている場合も多く、追加的稼得や商売好きという動機も広くみられた。

さしあたり本稿では、これら4類型の存在を示すにとどまっており、類型別の比重やその歴史的变化については今後の課題となっている。おそらく類型I-Aは、女性業主の一つの有力なパターンであったとみられるが、夫が存命中の家業経営が、妻の役割と相応の代替性をもつ限りにおいて、存続が可能であったものと考えられる。修理や加工をはじめとした技術習得にはジェンダーの作用が強く働いたため、夫だけがそうした技術を身につけていた場合には、死別によって転廃業を余儀なくされたことであろう。他方、類型II-Bからうかがえる特徴にも、ジェンダーの観点から興味深い論点が含まれており、夫の収入に満足できないという動機であれ、商売が好きで好きでたまらないという動機であれ、専業主婦化でも雇用労働者化でもない、自営業開業という選択肢を選ぶ既婚女性の存在は、「家族の戦後体制」を相対化する議論の可能性をさらに拓くものと位置づけられよう。

ただし、総じて女性業主による小売業経営は零細で、そこから得られる所得水準も目立って低いものであった。そこには、資金準備や技術習得に関わるジェンダー不平等の問題とともに、従業における「内職」意識とケア負担が絡み合っ、男性業主よりも就業時間に制約を抱える生活時間の問題が横たわっていたとみられる。「仕事を主」とする女性業主であっても、そうしたケア負担から自由になれない状況があったと想定されるが、逆にいえば、女性業主という就業のあり方には、

ケアとの両立を可能にする面があったということでもある。類型Ⅱ-Aにみられた母子世帯の母による開業は、そうした両立を可能にする稼得の道として、小売業の自営業が選ばれた結果であるとも評価できよう。いずれにしても、規模の零細性やケアと両立を特徴とした女性業主のあり方は、たとえば商店街活動に振り向けられる労力や時間を捻出することが困難であったと考えられ、そのことが女性のいない「まちづくり」という状況につながってきたといえる。

残された課題は多い。まず、女性業主が実際にケア負担にどう対応してきたのかという問題がある。本稿では、家事使用人や女性親族を頼る場合が多かった可能性を指摘するにとどまったが、当然、家族形態や経営規模、類型による違いなどを踏まえた詳細な検討が望まれよう。また、母子世帯の母による開業に関しては、小売業の側からみた位置づけだけでなく、母子世帯の側からみた位置づけも検討課題となる。そこでは、母子福祉政策の推移や、民法と配偶者相続の関係なども論点となろう。小売業そのものが「法人企業の世界」となっていくなかで、母子世帯の母にとっての就業可能性がどのように変化していったのかも考えていかねばなるまい。さらに、本稿では接点を見いだすことが難しかったが、より幅広く、女性起業に関する研究との対話可能性を探っていく必要もあろう。起業のジェンダーギャップ<sup>(49)</sup>や、ポスト企業社会の可能性<sup>(50)</sup>、「ワークライフバランス起業」<sup>(51)</sup>といった近年の問題関心との接点を探ることを通じて、小売業研究における「生業志向」概念の豊富化<sup>(52)</sup>につながる論点も提示できるかもしれない。

## 註

(1)——天野正子「零細企業における主婦の役割構造」『国民金融公庫調査月報』264号、1983年4月、天野正子「零細小売業主婦の労働と意識—零細小売業の存立条件についての第一次調査から—」『金城学院大学論集』社会科学編26、1984年3月、天野正子「小規模自営業で働く主婦の労働と生活過程—家業従事の「積極性」と「消極性」のメカニズム—」『国民金融公庫調査月報』297号、1986年1月。

(2)——石井淳蔵『商人家族と市場社会—もうひとつの消費社会論—』有斐閣、1996年。

(3)——こうした前提は、近年においても、たとえば林彦櫻氏による一連の研究に受け継がれているように思われる。林彦櫻「戦後日本における零細小売店主の供給源—1950年代後半から1980年代初頭を中心に—」『社会経済史学』81巻1号、2015年5月、同「戦後日本における零細小売業の存立基盤—店主と家族従業者の就業行動の視点から—」『経済論叢』(京都大学)188巻4号、2015年3月、同「戦後日本における零細小売業の事業機会の変容—1950年代後半から1980年代初頭を中心に—」『社会科学』(同志社大学)48巻1号、2018年5月、同「戦後日本における零細小売業の家族経営と商業婦人の役割—1950年代後半から1980年代初頭を中心に—」『歴

史と経済』257号、2022年10月。

(4)——坂田博美『商人家族のエスノグラフィー—零細小売商における顧客関係と家族従業—』関西学院大学出版会、2006年。

(5)——なお、近年の女性労働史研究は、落合恵美子氏による「家族の戦後体制」論を相対化する方向に向かい、多様な女性就業の実態を明らかにしつつある。すなわち、戦後日本における性別役割分業規範は、一面で規範としての強さを特徴としつつも、実態としては、女性がさまざまな形で稼得労働に従事し続けてきたという史実が掘り起こされてきた。そうした史実のなかから、労働過程内在的にジェンダーの問題を理解する視角や、専業主婦化と雇用労働者化とのせめぎあいとしての1960年代理解などが提示され、木本喜美子氏は「男性稼ぎ主労働文化」に対置される「共稼ぎ労働文化」の存在を説いている(木本喜美子編著『家族・地域のなかの女性と労働—共稼ぎ労働文化のもとで—』明石書店、2018年、木本喜美子「女性労働史研究の課題を再考する—「共稼ぎ労働文化」と「男性稼ぎ主労働文化」の付置連関—」『大分大学経済論集』70巻5・6号、2019年3月)。本稿も広い意味では「家族の戦後体制」論を相対化し、多様な女性就業の史実を掘り起こそうとする関心を共有して

いる。

(6)——さしあたり、石原武政『小売業の外部性とまちづくり』有斐閣、2006年、満菌勇『日本流通史—小売業の近現代—』有斐閣、2021年を参照。

(7)——満菌勇『日本流通史—小売業の近現代—』有斐閣、2021年。

(8)——通産統計協会編『戦後の商業統計表』第3巻、解説編、大蔵省印刷局、1983年。

(9)——本田一成『主婦パート—最大の非正規雇用—』集英社新書、2010年。

(10)——石井淳蔵『商人家族と市場社会—もうひとつの消費社会論—』有斐閣、1996年、43-45頁。

(11)——森永卓郎監修『物価の文化史事典』展望社、2008年、399頁。

(12)——石井淳蔵『商人家族と市場社会—もうひとつの消費社会論—』有斐閣、1996年、43-45頁。

(13)——ここでのケア概念の理解については、満菌勇『消費者をケアする女性たち—「ヒープ」たちと「女らしさ」の戦後史—』青土社、2022年、序論を参照。

(14)——「商店を経営する主婦の座談会」『婦人之友』46巻9号、1952年9月、72頁。

(15)——折井美耶子「地域女性史とオーラル・ヒストリー」『日本オーラル・ヒストリー研究』7号、2011年9月。

(16)——以下、母子世帯をめぐる問題については、藤原千沙「福祉と女性労働供給の関係史—母の就業と母子福祉—」(佐口和郎・中川清編著『福祉社会の歴史—伝統と変容—』ミネルヴァ書房、2005年)に多くを負っている。

(17)——「結核の夫の死に依り転業して更生するまで」厚生省児童局監修『母子福祉ケースワーク事例集』第4集、日本児童福祉協会、1959年、155-162頁。

(18)——「夫とともに築いた電気商」中央区・中央区女性史編さん委員会編『中央区女性史—いくつもの橋を渡って—』聞き書き集、ドメス出版、2007年、233-235頁。

(19)——アンドルー・ゴードン『ミシンと日本の近代—消費者の創出—』大島かおり訳、みすず書房、2013年。

(20)——「笑顔でできりも菓子のアサヒヤ」『聞き書きで綴る八王子の女性史』八王子女性史サークル、2015年、60頁。

(21)——堀千鶴子「「たばこ屋の娘」のセクシュアリティ」館かおる編『女性とたばこの文化誌—ジェンダー規範と表象—』世織書房、2011年、339-341頁。

(22)——天野正子「零細企業における主婦の役割構造」『国民金融公庫調査月報』264号、1983年4月、天野正子「零細小売業主婦の労働と意識—零細小売業の存立条件についての第一次調査から—」『金城学院大学論集』社会科学編26、1984年3月、天野正子「小規模自営業で働く主婦の労働と生活過程—家業従事の「積極性」と「消極性」のメカニズム—」『国民金融公庫調査月報』297号、1986年1月。

(23)——「商店を経営する主婦の座談会」『婦人之友』46巻9号、1952年9月、72頁。

(24)——「主婦のべえじ」『商店界』48巻11号、1967年9月、172頁。

(25)——「主婦のべえじ」『商店界』49巻4号、1968年4月、172頁。

(26)——「主婦のべえじ」『商店界』49巻14号、1968年11月、172-173頁。

(27)——「主婦のページ」『商店界』50巻11号、1969年11月、176-177頁。

(28)——「薬屋創業五〇年」『新宿商家の女性たち』新宿女性史研究会、1999年、43頁。

(29)——「タバコ屋の小さな窓が私の社会」『復刻版 調布の里ものがたり』調布市、2015年、48頁。

(30)——注5を参照。

(31)——天野正子「零細小売業主婦の労働と意識—零細小売業の存立条件についての第一次調査から—」『金城学院大学論集』社会科学編26、1984年3月、天野正子「小規模自営業で働く主婦の労働と生活過程—家業従事の「積極性」と「消極性」のメカニズム—」『国民金融公庫調査月報』297号、1986年1月。

(32)——満菌勇「戦後日本の小売商店における職住関係—商店街の空き店舗問題に寄せて—」『現代思想』46巻5号、2018年3月。

(33)——「商店を経営する主婦の座談会」『婦人之友』46巻9号、1952年9月、78頁。

(34)——「商店を経営する主婦の座談会」『婦人之友』46巻9号、1952年9月、78頁。

(35)——「主婦のページ」『商店界』48巻4号、1967年4月、175頁。

(36)——「私は薬屋を選び、夫は水耕農場に」『復刻版 調布の里ものがたり』調布市、2015年、160頁。

(37)——「大丸商店を守って」『絹の道べに生きて—聞き書きで綴る町田女性生活史—』みみずくの会、1992年、198頁。

(38)——「「牛込肴町」でせともの屋を営む」『新宿商家

- の人びと』新宿女性史研究会, 1998年, 33頁。
- (39)——「菓屋創業五〇年」『新宿商家の女性たち』新宿女性史研究会, 1999年, 42頁。
- (40)——清水美知子『〈女中〉イメージの家庭文化史』世界思想社, 2004年, 定松文「日本における家事労働の市場化と分断された家事労働者—家事労働者史からみる国家戦略特区の外国人家事労働者」伊藤るり編著『家事労働の国際社会学—ディーセント・ワークを求めて—』人文書院, 2020年。
- (41)——天野正子「商店のおかみさんからみた購買行動の変化」『季刊消費と流通』7巻1号, 1983年1月, 満園勇『商店街はいま必要なのか—「日本型流通」の近現代史—』講談社現代新書, 2015年。
- (42)——岡橋葉子「女性のセンスとしなやかさが赤坂の街を変えた 日本初の「女性商店街理事長」繁盛記」『専門店』640号, 2004年3月。
- (43)——『銀座らしさの継承と創造—銀座通連合会90年の歩み—』銀座通連合会, 2009年。
- (44)——『昭和50年度 全国商店街名鑑』全国商店街振興組合連合会, 1975年。
- (45)——「主婦のべえじ」『商店界』49巻14号, 1968年11月, 173頁。
- (46)——上野裕子「めざせ地域づくりとしての商店街活性化—事例に学ぶ商店街活性化の動きと女性の活躍—」『産業能率』510号, 1999年9月, 2頁。
- (47)——満園勇『日本流通史—小売業の近現代—』有斐閣, 2021年, 381頁。
- (48)——『商店街における女性のさらなる躍進に向けて』全国商店街振興組合連合会, 2020年。
- (49)——高橋徳行「わが国の女性起業家の特徴」『家計経済研究』89号, 2011年, 高橋徳行「起業態度と起業活動の国際比較—日本の女性の起業活動はなぜ低迷しているのか—」『日本政策金融公庫論集』22号, 2014年2月。
- (50)——石黒久仁子「女性起業家の現状と日本の企業社会—予備的調査—」『文京学院大学外国語学部紀要』14号, 2015年2月。
- (51)——松本芽衣・山口信夫「ワークライフバランス起業の成功条件に関する探索的研究—松山市三津地区を事例にして—」『地域創成研究年報』12号, 2017年。
- (52)——小宮一高「自己目的志向の小売業者と品揃え形成」『流通研究』6巻1号, 2003年, 小宮一高「成長を抑制する小売業者の経営意識—生業志向概念の再検討を通じて—」『香川大学経済論叢』80巻1号, 2007年6月。

(北海道大学大学院経済学研究院)

(2023年3月31日受付, 2023年5月22日審査終了)

## **Postwar Japanese Retail Business and Gender : Focusing on Female Self-Employed Owners**

MITSUZONO Isamu

The purpose of this paper is to examine the position of women self-employed owners in the retail industry in postwar Japan. When the self-employed owners of retail businesses were broken down by gender, the percentage of women was consistently around 30% from the late 1950s through the 2010s. From the late 1980s onward, the retail industry was dominated by corporate firms, and self-employment itself shrank significantly, although the percentage of self-employed women still remained constant. The women self-employed owners can be typified into four categories. The four categories are: (1) business succession from the husband, (2) business succession from a parent or older brother, (3) new business start-up triggered by the bereavement of the husband, and (4) new business start-up while the husband is still alive. In the type of (1), the woman herself was a family employee in a store owned by her husband and took over the management upon his death. However, since gender issues affected the acquisition of skills, including repair and processing, it appears that in many cases the wife was forced to change businesses if she could not replace her husband's role. The type of (2) was a pattern in which women took over the family business in the form of business succession when there was no male relative available to succeed to the family business. In the type of (3), retail business was started by mothers who became mothers and their children, and many of them obtained loans under the mother-child welfare system to start their own businesses. In type (4), many of them started their business while their husbands were working in other occupations, and they were motivated to start a new business for the purpose of earning additional income or because they loved the business. Retail operations by women self-employed owners were small in size, and the income earned from these operations was distinctly lower than that of men. This was largely due to gender inequality in financial preparation and skill acquisition, as well as time constraints due to the inescapable burden of housework, childcare, and other care responsibilities. Women have long been excluded from decision-making in shopping district organizations, and the causes of this exclusion should also be examined in light of the nature of these women self-employed business owners.

Key words: small retail trade, shopping district, business succession, entrepreneurship by women, welfare for mothers and children

---